

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(改訂版)

(案)

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015（改訂版）（案）

（目次）

| | |
|----------------------------|---|
| I. 基本的な考え方 | 1 |
| 1. 地方創生をめぐる現状認識 | 1 |
| 2. 人口減少と地域経済縮小の克服 | 2 |
| 3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立 | 2 |
| 4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂 | 4 |
| II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針 | 6 |
| 1. 従来の方針の検証 | 6 |
| （1）府省庁・制度ごとの「縦割り」構造 | |
| （2）地域特性を考慮しない「全国一律」の手法 | |
| （3）効果検証を伴わない「バラマキ」 | |
| （4）地域に浸透しない「表面的」な施策 | |
| （5）「短期的」な成果を求める施策 | |
| 2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則 | 7 |
| （1）自立性 | |
| （2）将来性 | |
| （3）地域性 | |
| （4）直接性 | |
| （5）結果重視 | |
| 3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備 | 9 |
| （1）データに基づく国の総合戦略と地方版総合戦略 | |
| （2）産官学金労言の連携推進 | |
| （3）政策間連携の推進 | |
| （4）地域間連携の推進 | |

| | |
|---|----|
| Ⅲ. 今後の施策の方向 | 11 |
| 1. 政策の基本目標 | 11 |
| (1) 成果(アウトカム)を重視した目標設定 | |
| (2) 4つの「基本目標」 | |
| 2. 「地方創生の深化」を目指す | 16 |
| (1) ローカル・アベノミクスの実現 | |
| (2) 新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり | |
| (3) 「地方創生版・三本の矢」 | |
| 3. 政策パッケージ | 19 |
| (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする | 20 |
| (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 | |
| A 地域の技の国際化(ローカルイノベーション) | |
| B 地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング) | |
| C 地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上) | |
| D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等 | |
| E 地域全体のマネジメント力の向上 | |
| F ICT等の利活用による地域の活性化 | |
| G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組 | |
| H 総合的な支援体制の改善 | |
| (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築 | |
| (ウ) 農林水産業の成長産業化 | |
| (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 | |
| (2) 地方への新しいひとの流れをつくる | 43 |
| (ア) 政府関係機関の地方移転 | |
| (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大 | |
| (ウ) 地方移住の推進 | |
| (エ) 地方大学等の活性化 | |
| (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる | 51 |
| (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進 | |
| (イ) 若い世代の経済的安定 | |
| (ウ) 出産・子育て支援 | |
| (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等) | |

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 59

(ア)まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

B都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

C ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

D まちづくりにおける官民連携の推進

E 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

(ウ)東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

(エ)住民が地域防災の担い手となる環境の確保

(オ)ふるさとづくりの推進

IV. 地方創生に向けた多様な支援 -「地方創生版・三本の矢」- 74

1. 情報支援の矢 74

(1)地域経済分析システム(RESAS)の開発、日本版 DMO への情報支援

(2)RESAS の普及促進

2. 人的支援の矢 75

(1)地方創生リーダーの育成・普及

(2)地方創生コンシェルジュ

(3)地方創生人材支援制度

3. 財政支援の矢 76

(1)地方創生の深化のための交付金

(2)地方創生関連補助金等の見直し

(3)地方財政措置

(4)税制

4. 国家戦略特区制度、社会保障制度改革、地方分権、規制改革等との連携 79

(1)国家戦略特区制度等との連携

(2)社会保障制度改革等との連携

(3)地方分権との連携

(4)規制改革との連携

おわりに 84

付属文書 アクションプラン(個別施策工程表)

I. 基本的な考え方

1. 地方創生をめぐる現状認識

(人口減少の現状)

我が国は、平成 20 年をピークに人口減少局面に入っている。平成 26 年 10 月 1 日現在の日本人人口は 1 億 2,543 万 1 千人（前年に比べ 27 万 3 千人の減少）となっており減少幅は年々拡大している。

平成 18 年から上昇傾向にあった合計特殊出生率は平成 26 年に 1.42 となり、9 年ぶりに低下に転じた。年間出生数も 100 万 3,539 人で過去最低となっている。これらの要因としては、晩婚化・晩産化が更に進行したこと等に伴い、20 歳代の出生率が低下し続ける一方で、30 歳代の出生率向上が鈍化したことが挙げられる。また、近年地方を中心に出生率が向上する傾向にあったが、そうした動きにも鈍化がみられる。

(東京一極集中の傾向)

人口移動の状況では、平成 26 年の転入超過数は東京都（7 万 3,280 人）が最多であり、埼玉県・千葉県・神奈川県を加えた東京圏では 10 万 9,408 人の転入超過となっている。東京圏への転入超過数は前年に比べて 1 万 2,884 人増で、平成 24 年以降 3 年連続して増加しており、東京一極集中の傾向が加速化している。人口移動の傾向は世代ごとに異なっており、近年は、若年層（特に若年女性）の大都市への流入が増大する一方、高齢層の都市部からの流出が減少している。こうした東京一極集中を是正する観点から、企業の本社機能や政府関係機関の移転をはじめ、地方への新しいひとの流れをつくる施策を強力的に推進する必要性が高まっている。

また、我が国の高齢化は、世界的にみても空前の速度と規模で進行しており、その中でも、東京圏においては今後高齢化が急速に進展し、平成 27 年から平成 37 年の 10 年間で 75 歳以上の高齢者が 175 万人増加すると見込まれている。これに伴い、医療・介護ニーズが増大し、医療・介護人材を中心に地方から東京圏への人口流出が一層進む可能性が指摘されている。

(地域経済の現状)

地域経済においては、第二次安倍内閣発足以降、有効求人倍率が全ての都道府県で上昇し、地方でも一人当たり賃金（現金給与総額）や就業者数が前年比でプラスとなるなど雇用・所得面で改善がみられ、経済の好循環に向けた動きは地方へと波及しつつある。一方で、消費の動向をみると、消費税率引上げ後の回復が大都市圏で先行するなど、地域間でばらつきがある。また、地方を中心に人手不足が顕在化している。企業収益の改善が賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環を、地方においても実現することが求められている。

2. 人口減少と地域経済縮小の克服

経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。

したがって、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き以下の基本的視点から人口・経済・地域社会の課題に対して一体的に取り組む。

① 「東京一極集中」を是正する

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

③ 地域の特性に即して地域課題を解決する

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

人口減少の克服は構造的な課題であり、解決には長期間を要する。仮に短期間で出生率が改善しても、出生数は容易には増加せず、人口減少に歯止めがかかるまでに数十年を要する。一方で、解決のために残された選択肢は少なく、無駄にできる時間はない。こうした危機感を持って、国及び地方公共団体は、国民と問題意識を共有しながら人口減少克服と成長力確保に取り組む。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要がある。

その上で、現在の課題の解決に当たって重要なのが、負のスパイラル（悪循環の連鎖）に歯止めをかけ、好循環を確立する取組である。都市部には、仕事等の条件がかなえば地方への移住を希望する人が約4割いるとの調査結果もある。悪循環を断ち切るには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環

環を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

このため、以下に示すような、まち・ひと・しごとの創生に、同時かつ一体的に取り組むことが必要である。

(1) しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、「雇用の質」の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」＋「安定した雇用形態」＋「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした「雇用の質」を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要となる。

また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な「雇用の量」の確保・拡大を実現する。さらに、付加価値の高い新たなサービス・製品を創出するには、多様な価値観を取り込むことが重要で、この点からも女性の活躍が不可欠である。女性が活躍する場をつくることは、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、住み続けることにつながることから、地域における女性の活躍を推進する。

(2) ひとの創生

地方への新しい人の流れをつくるため、しごとの創生を図りつつ、若者の地方での就労を促すとともに、地域内外の有用な人材を積極的に確保・育成し、地方への移住・定着を促進するための仕組みを整備する。

くらしの環境を心配することなく、地方でのしごとにチャレンジでき、安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援を実現する。

(3) まちの創生

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、人々が地方での生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、安心して暮らせるような、「まち」の集約・活性化が必要となる。また、それぞれの地域が個性を生かし自立できるよう、ICTを活用しつつ、まちづくりにおいてイノベーションを起こしていくことが重要である。

このため、中山間地域等において地域の^{きずな}絆の中で人々が心豊かに生活できる安

全・安心な環境の確保に向けた取組を支援するとともに、地方都市の活性化に向けた都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の推進や、広域的な機能連携、大都市圏等における高齢化・単身化の問題への対応、災害への備えなど、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と、活性化に取り組む。

4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

（「総合戦略」の意義）

まち・ひと・しごとの創生に向けた取組は、個々の問題事象への対症療法的なものではなく、「しごと」、「ひと」、「まち」の間における自立かつ持続的な好循環の確立につながらなければならない。このためには、個々の地域の実態の正確な把握と分析に基づき、各政策がバラバラとなることなく一体的に取り組まれ、相乗効果の発揮を含めて効果の検証と見直しを行っていく体制を確保することが必要である。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）は、こうした問題意識の下で、まち・ひと・しごと創生会議の構成員である有識者も参画して、地方公共団体の首長や関係府省庁からのヒアリング・意見交換を含めて検討を行った結果や各界から寄せられた数多くの提言等を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 8 条に基づき、策定したものである。2015 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめている（付属文書の「アクションプラン（個別施策工程表）」においては、個別施策の「成果目標」と「取組内容」を盛り込んでいる）。

前提となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「長期ビジョン」という。）は、「2060 年に一億人程度の人口を維持する」という中長期展望を示し、その実現に向けた「総合戦略」の重要性を指摘している。「総合戦略」は、「長期ビジョン」が提示する日本の将来像に向け、過去の政策の反省に立ち、厳格な効果検証を伴いつつ限られた政策資源を有効に活用するという基本認識に立脚したものである。

（「戦略策定」から「事業推進」の段階へ）

国は、「総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して多様な支援を行うとともに、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という）を定め、地方創生の深化に向けた考え方と政策パッケージ・個別施策の対応の方向を示している。

これを踏まえ、地方公共団体においては、「地方版総合戦略」の策定が進められており、既に地方創生先行型交付金を活用して事業を始めているところもある。平成 27 年度中には「地方版総合戦略」が策定され、地方創生は、平成 28 年度から具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなる。

(一億総活躍社会の実現と TPP を踏まえた対応)

現在、政府は、少子高齢化の流れに歯止めをかけ、若者も高齢者も、女性も男性も、ひとり親家庭の方々も、そして障害や難病のあるの方々も、一度失敗を経験した人も、一人一人が、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる「一億総活躍社会」を実現することを目標に掲げている。地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方創生は「一億総活躍」の目標実現において最も緊急度が高い取組の一つである。「名目 GDP600 兆円」の実現に向けて、ローカル・アベノミクスの更なる推進を図るとともに、コンパクトシティや「小さな拠点」の形成により地域の稼ぐ力を高める。「希望出生率 1.8」の実現に向けて、少子化対策における地域アプローチを進め地域ごとの働き方改革を行う。「介護離職ゼロ」の実現に向けて、「生涯現役社会」の構築に資する「生涯活躍のまち（日本版 CCRC⁽¹⁾）」構想を制度化し高齢者が地域で元気に活躍できるようにする。地方創生を「一億総活躍社会」の実現に向けた取組と相互に連動させながら進めていく。

また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が平成 27 年 10 月 5 日に大筋合意に達したことを受け、TPP を真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするのが求められている。TPP を契機に、地方に海外からの投資や人材を呼び込み、新たな市場開拓等を進め、生産性を高めるイノベーションを促進し、新しい産業を創出すること等を通じて、地方創生の好循環を加速させることが重要である。

(「総合戦略」の改訂と広報周知)

国は、こうした厳しい現状や事態の進展を踏まえ、引き続き地方公共団体と一体となって、地方創生の深化に取り組む。

この目的の下、「総合戦略」に掲げられた基本目標や重要業績評価指標（KPI）達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・個別施策について情勢の推移により必要な見直しを行うため、まち・ひと・しごと創生法第 8 条第 6 項に基づき、「総合戦略」を改訂する。

「総合戦略」の改訂においては、今回の改訂の趣旨や各政策パッケージについて分かりやすい手引きの作成、地方公共団体など関係者への説明会の開催をはじめとして丁寧かつ持続的な広報活動を展開し、これにより地域の隅々に必要な情報が届くように努めるものとする。また同時に、地域における既存の優良な取組や先進的な取組について、他の地方公共団体の参考になるよう、今後も広報周知を継続してゆく。

⁽¹⁾ Continuing Care Retirement Community の略。

Ⅱ. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

従来講じられてきた地域経済・雇用対策や少子化対策が抱える以下の5つの課題は、地方創生において引き続き対処が求められる点である。

(1) 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造

地域の経営人材の確保・育成に関しては、各府省庁で政策手法が似通うことが多く、事業相互の重複や、小粒な事業が乱立する傾向にある。一方で、移住希望者向けのワンストップ窓口を設置した地方公共団体が移住希望地の上位に急上昇した事例等にみられるように、「縦割り」排除の効果は非常に大きい。

(2) 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法

各府省庁の個別補助金政策は、個別政策目的の観点から実施されるため、使用目的を狭く縛ってしまうことが多く、結果として地域特性や地域の主体性が考慮されないことが多い。また、公募型事業等では、全国から多数の申請が出され、「小粒で似たような」事業が全国で多数展開される傾向がある。

(3) 効果検証を伴わない「バラマキ」

財源が限られている中、効果検証を客観的・具体的なデータに基づいて行う仕組みが整っていない施策は、「バラマキ」との批判を受けやすい。政策目的が明確でないことや、適切かつ客観的な効果検証と運用の見直しのメカニズムが伴っていないこと等に根本的な原因がある。

(4) 地域に浸透しない「表面的」な施策

従来の施策の中には、対症療法的なものにとどまり、構造的な問題への処方箋としては改善の余地があったものも多い。地方で起きている社会経済現象は有機的に絡み合っており、各分野の施策を構造的に組み立て、「深み」のある政策パッケージを立案・推進する必要がある。しかし、現実には表面的で単発の施策が多い。

(5) 「短期的」な成果を求める施策

政策が成果を出すためには、一定の時間が必要とされる。それにもかかわらず、中長期的な展望やプランを持たずに、単年度のモデル事業という形で取り組まれている施策や、短期間で変更・廃止を繰り返している施策が多い。また、専門人材の育成には一定の時間が必要となるが、地方公共団体において、必要となる専門人材の育成が不十分との指摘もある。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない。また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体・マスメディア（産官学金労言）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA⁽²⁾メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

⁽²⁾ PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

3. 国と地方の取組体制と PDCA の整備

政策5原則に基づき、まち・ひと・しごとの一体的な創生を図っていくに当たっては、地方の自立につながるよう地方自らが考え、責任を持ってそれぞれの「地方版総合戦略」を推進し、国は伴走的に支援することが必要である。国は「長期ビジョン」とそれを踏まえた5か年の「総合戦略」に、地方公共団体は中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」に基づき、地方創生を深化させていく。

そのためには、国及び地方公共団体において、経済・社会の実態に関する分析を行い、中長期的な視野で改善を図っていくための PDCA サイクルを確立することが不可欠である。また、行政だけではなく、産業界・大学・金融機関・労働団体・言論界（産官学金労言）や住民代表の参画を得ることで、縦割りの陥穽に陥らず効果的・効率的なサービス提供が可能となる。そうした統合的な体制の下、既存の政策同士の連携を促し、経済的・社会的ニーズを満たすために必要な政策体系を整える。同時に、都道府県や市区町村といった既存の行政単位に閉じず、必要に応じて広域的な取組ができるよう地域連携を促す。

(1) データに基づく国の総合戦略と地方版総合戦略

国は、短期・中期の成果目標を掲げた政策パッケージを推進し、それぞれの進捗について、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標（KPI）で検証し改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立し、地方と連携して地方創生に取り組む体制を整えている。その一環として、地域経済分析システム（RESAS）を開発し地方公共団体に提供するとともに、その活用について広報活動を展開している。

地方公共団体が地域の特性や資産を分析し、「地方版総合戦略」の企画立案等を進めるに当たっては、地域金融機関や政府系金融機関等の知見等を積極的に活用するとともに、地域内外の有能なマネジメント人材を確保・育成・活用することが必要である。それによって、それぞれの地域課題に応じ、補助金・減税・規制緩和といった従来型の手法のみならず、負荷をかける手法も含めた施策を検討することが望まれる。平成28年度以降は、RESASの活用等を通じ、地域経済や少子化の状況などを踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、それぞれの「地方版総合戦略」に基づきデータによる政策効果検証を行い、政策を改善する PDCA サイクルを本格的に稼働させる。

(2) 産官学金労言の連携推進

国は、各界からの有識者で構成されるまち・ひと・しごと創生会議での議論を経て「長期ビジョン」と「総合戦略」を決定した。また、「総合戦略」に盛り込まれた政策パッケージの推進においても、日本版 CCRC 構想有識者会議や政府関係機関移転に関する有識者会議などを通じ、多様な関係者や専門家の知見を取り入れている。地方創生が自立的な取組となるためには、産業界との連携の重要性が高く、地

域の経済・社会的課題の解決に資する取組の発掘と支援のための方針について明らかにするべく、「地域しごと創生会議」を開催してきている。引き続き、行政だけに閉じない体制の下で地方創生を多面的に進め、経済・社会の需要に沿ったユーザーフレンドリーな施策展開を進める。

地方公共団体においても、産官学金労言が一体となった形でそれぞれの「地方版総合戦略」の策定が進められている。地方公共団体が各「地方版総合戦略」に沿って事業を推進する段階においても、こうした連携の維持・強化を図る。さらに、各地域の地方創生の取組を推進するに当たり、それをリードする人材を、地域や分野の枠にとらわれずに活用する。

(3) 政策間連携の推進

国は、各地域の取組を支援する施策を用意するに当たり、各地域の取り組みやすさに配慮しつつ、関係施策の目標や内容、条件等を関係府省庁間で統一又は整理し、可能な限りパッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に引き続き努める。また、国は、各地域の特性を生かした個性あふれる地方創生が実現されることを目指し、全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう、支援施策のメニュー化及びホームページの活用等による各府省庁の支援施策の一元的な情報提供やマッチングを今後も進める⁽³⁾。

地方公共団体においても、創業者を支援するに当たって産業振興政策のほか子育て期女性の再就職促進政策や移住・定住政策等を連携させるなど、「地方版総合戦略」の推進において政策間連携の視点が浸透してきている。事業の企画立案・実施に当たって、引き続きパッケージ化やワンストップ化が期待される。

(4) 地域間連携の推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、重複する都市圏概念を統一し、経済成長のけん引などの機能を有する「連携中枢都市圏」の形成を促進し、財政面やデータ分析面での支援等を行う。併せて、従来からの定住自立圏の形成を進め、全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進める。既に観光や医療福祉の分野ではこうした地域間連携の観点が入り入れられているが、他の分野においても必要に応じて同様の連携を図り、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題をそれぞれの「地方版総合戦略」に反映させ対応策を進める。また、都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。

⁽³⁾ 平成 27 年 7 月より、移住関連情報がインターネット上で一元的に得られる全国移住ナビの一般供用を開始した。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

(1) 成果（アウトカム）を重視した目標設定

国の「総合戦略」は、政策の「基本目標」を明確に設定し、それに基づき適切な施策を内容とする「政策パッケージ」を提示するとともに、政策の進捗状況について重要業績評価指標（KPI）で検証し、改善する仕組み（PDCA サイクル）を確立する必要がある。

こうした観点から、政策の「基本目標」については、日本の人口・経済の中長期展望を示した「長期ビジョン」を踏まえ、「総合戦略」の目標年次である 2020 年において国として実現すべき成果（アウトカム）を重視した数値目標を設定している。

【「長期ビジョン」が示す中長期展望】

「長期ビジョン」では、中長期展望として、「2060 年に 1 億人程度を維持すること」が示されている。これを実現するためには、出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけることが必要である。

若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は 1.8 程度の水準まで改善することが見込まれる。この希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率）＝1.8 は OECD 諸国の半数近くの国が実現している。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ることである。

また、若い世代を中心とする東京圏への流入が日本全体の人口減少につながっている。東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一都三県（以下「東京圏」という。）へは年間 10 万人程度の転入超過が近年も続き、さらに拡大の兆しもあり、こうした「東京一極集中」の是正に取り組む必要がある。

さらに、成長力の確保の視点からは、「人口の安定化」を進めると同時に、労働力人口の減少を補う上で「生産性の向上」が必要不可欠である。「人口の安定化」と「生産性の向上」の両者が実現するならば、2050 年代の実質 GDP 成長率は 1.5 ～ 2 % 程度を維持することが可能と見込まれている。

(2) 4つの「基本目標」

「総合戦略」では、以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止めや、「東京一極集中」の是正を着実に進めていく。

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、まずは、地方における「しごと」づくりから着手する。東京圏への転入・転出状況を見ると、現在、35歳未満の若い世代で約10万人の東京圏への転入超過となっている一方、35歳以上は若干の地方への転出超過となっている。

東京圏への一極集中を是正するためには、若い世代の東京圏への転入超過を解消する必要があり、そのためには、地方において毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む必要がある。

具体的には、初年度（2016年度）2万人、翌年度（2017年度）4万人と、毎年度2万人ずつ段階的に地方に雇用を創出し、2020年以降は毎年10万人の若い世代の安定した雇用を生み出す力を持った地域産業の競争力強化に取り組む⁽⁴⁾。そして、2020年までに、累計で30万人の若い世代が安心して働ける職場を新たに生み出す。

また雇用の量ばかりでなく、職種や雇用条件、生活環境の不適合などによる雇用のミスマッチや、女性の就業機会の不足などの理由により、地方で生かされない潜在的な労働供給力を地域の雇用に的確につなげていくため、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用等の割合の増加、女性の就業率の向上など、労働市場の質の向上を図る。

なお、こうした「しごと」づくりを地域の経済力・消費力に的確につなげていくため、参考指標として賃金上昇率を計測することとする。

■若者雇用創出数（地方）

2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出
→現状：5.9万人

■若い世代の正規雇用労働者等^(注)の割合

2020年までに全ての世代と同水準を目指す^(※)

※ 15～34歳の割合：92.2%（2013年）

⁽⁴⁾ 東京圏への10万人の転入超過を解消するためには、廃業等による失業分を考慮した上で、10万人の雇用を創出する必要があるが、現時点では、世代要因による雇用の自然減、産業の新陳代謝に伴う適正な廃業率水準等の知見が不足していることから、まずは10万人の雇用創出目標からスタートし、今後、的確な評価を得ることによって、廃業等による失業分を考慮した雇用の純増目標を検討し、適切な設定をする。

全ての世代の割合：93.4%（2013年）

（注）自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。

→現状：2014年15～34歳の割合 92.7%

全ての世代の割合 93.7%

■女性の就業率向上

2020年までに77%を実現（25～44歳の女性の就業率、2013年69.5%）

→現状：2014年70.8%

※参考計測：賃金上昇率

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

内閣官房の調査によれば、東京圏在住者の約4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」としている一方、移住に対する不安・懸念の第一は地方の雇用であるという調査結果がある。今後、地方で生み出す毎年10万人分の雇用を、こうした潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

具体的には、地方に生み出す年間10万人分の雇用創出力を活用しつつ、現在、年間47万人の地方から東京圏への転入者を年間6万人減少させ、年間37万人の東京圏から地方への転出者を年間4万人増加させる。こうした東京圏から地方への新たな「ひと」の流れづくりにより、東京圏からの転出者と、東京圏への転入者を均衡させ、東京一極集中の流れを止めることを目指す。

■東京圏から地方への転出 4万人増加（2020年時点、2013年比）

→現状：2014年11,152人減少

■地方から東京圏への転入 6万人減少（2020年時点、2013年比）

→現状：2014年1,732人増加

■上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡

→現状：2014年109,408人転入超過

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

出生動向基本調査によれば、独身男女の約9割は結婚の意思を持ち、希望子ども数も2人以上となっている。若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば出生率は1.8程度の水準まで改善することも見込まれ、地域における少子化の流れにも歯止めをかけることができる。この希望出生率1.8の実現は、「一億総活躍

社会」の実現に向けた将来目標の一つとして掲げられている。

こうした将来目標の実現も視野に置き、地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた取組を進め、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を40%以上とする。また、若い世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を80%に引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁽⁵⁾）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子供数の実現割合を95%に引き上げるよう取り組むこととする。

■安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合 40%以上（2013年度19.4%※）

（※2013年度「安心して妊娠・出産できるような社会」の達成度について、「そう思う」、「ややそう思う」と回答した人の割合）

■第1子出産前後の女性の継続就業率 55%（2010年38%）

■結婚希望実績指標⁽⁶⁾ 80%（2010年68%）

■夫婦子ども数予定実績指標⁽⁷⁾ 95%（2010年93%）

→上記三つの指標については、出生動向基本調査（2015年6月実施）において集計中である（2016年秋頃とりまとめ見込み）。

＜基本目標④＞ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。しかし、多くの地方都市や中山間地域等では人口減少・少子高齢化に直面し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能の維持が困難になることが予想される。このため、地域の特性に即し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した交通ネットワークの形成を基礎とした多層的な地域構造を構築し、日常生活サービスや高次都市機能等を持続的に提供できる活力ある地域を形成する。

具体的には、立地適正化計画制度の活用により、都市の中心拠点や生活拠点に

⁽⁵⁾ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持つ健康で豊かな生活のこと。

⁽⁶⁾ 結婚の希望（既に希望を実現したと考えられる有配偶者を含む。）と、「総合戦略」の期間（5年間）経過後の結婚の実績の対比を指標として設定。具体的には、「調査時点より5年前における、18～34歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）と5年以内の結婚を希望する者の割合の合計（A）」に対する「調査時点における23～39歳の人口に占める有配偶者の割合（国勢調査）（B）」の比率（=B/A）を算出。

⁽⁷⁾ 夫婦の平均予定子ども数（完結出生児数の調査対象となる夫婦が調査対象であった期間の平均）に対する完結出生児数（結婚持続期間15～19年の夫婦の子ども数）の比率。

生活サービス機能の誘導を図るとともに、その周辺や公共交通沿線に居住の誘導を図る。また、コンパクトなまちづくりと連動した産業戦略の確立により、サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上等を図る。なお、これらの取組に関し、地方公共団体においても適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、指標の有効性の検証や議論を踏まえて、設定に当たり参考となる KPI 例を国が提示することとする。

- 立地適正化計画⁽⁸⁾を作成する市町村数 150 市町村
- 立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設に対して、都市機能誘導区域内に立地する施設数の割合が増加している市町村数 100 市町村
- 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数 100 市町村
- 公共交通の利便性の高いエリア⁽⁹⁾に居住している人口の割合
 - (三大都市圏) 90.8% (2014 年度 90.5%)
 - (地方中枢都市圏) 81.7% (2014 年度 78.7%)
 - (地方都市圏) 41.6% (2014 年度 38.6%)
- 地域公共交通網形成計画策定総数⁽¹⁰⁾ 100 件

⁽⁸⁾ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく計画制度。

⁽⁹⁾ 以下の圏域に含まれるエリアを指す。

- ・鉄道駅圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅を中心とする半径 1 km 圏内
- ・路面電車・新交通システム駅圏：オフピーク時に、片道運行間隔 20 分以下の駅・電停を中心とする半径 500m 圏内
- ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔 15 分以下のバス路線から沿線 300m 圏内

⁽¹⁰⁾ 地域公共交通の再生及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく計画制度

2. 「地方創生の深化」を目指す

(1) ローカル・アベノミクスの実現

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す地方創生の理念を実現する。そのためには、地域経済に人材と資金を呼び込めるような、生産性の高い、活力に溢れた産業を形成し、若者や女性、働き盛りの世代にとって魅力のある職場を生み出すことによって、ローカル・アベノミクスの浸透を図ることが必要である。

具体的には①各地域の「稼ぐ力」の引き出し、②熱意と意欲のある地域へのインセンティブ改革を通じた「地域の総合力」の引き出し、③民間の創意工夫を最大限に活用した「民の知見」の引き出しに取り組むことによって、人材と資金が積極的に地方に行き渡り、ひいては高度な技術や情報等が全国津々浦々で共有されるような、活力ある日本経済を取り戻していくことが重要である。

①「稼ぐ力」を引き出す（生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築）

地域発のイノベーションの促進、地域資源の価値を高める地域ブランディングの確立、地域経済を支えるサービス産業の生産性の向上等に取り組む。具体的には、地域発のグローバルトップクラス技術の発掘・育成のための仕組みの構築、地域経営の視点に立った観光地域づくりや地域ブランドづくりの中心となる日本版DMO⁽¹¹⁾などの新たな事業推進主体の形成、地域資源を活用した6次産業化の推進、「サービス産業チャレンジプログラム」⁽¹²⁾の実施など、様々な角度から地域の「稼ぐ力」の向上に取り組んでいく。

②「地域の総合力」を引き出す（頑張る地域へのインセンティブ改革）

地方創生のためには、従来の「縦割り」の取組を排し、様々な分野における官民協働や地域間連携、政策間連携を図ることにより、「地域の総合力」が最大限発揮されることが必要である。こうしたことに向けて「頑張る地域」を支援する観点から、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の実現（移住支援とコミュニティづくり）や地方都市におけるコンパクトシティの形成（官民協働のエリアマネジメント）、中山間地域等における「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）等を推進していく。

③「民の知見」を引き出す（民間の創意工夫・国家戦略特区の最大活用）

人口減少が進む中で、民間の創意工夫・国家戦略特区を最大限活用し、「民の知

⁽¹¹⁾ Destination Management/Marketing Organizationの略。様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となっていく観光地域づくりの推進主体。

⁽¹²⁾ 日本経済再生本部決定（平成27年4月15日）。

見」を引き出すことが重要である。このため、民間の資金・技術や経営ノウハウを活用する PPP/PFI⁽¹³⁾手法を通じ、公共施設のマネジメントを最適化・集約化することや、地域の企業における少子化克服に向けた働き方改革を推進する。また、民間資金や知見を活用する手法の一つとして、社会的インパクト投資（SIB）⁽¹⁴⁾が英国で始まり世界に広がりつつある。我が国においても、パイロット事業を検証しながら、こうしたものを含めた社会的課題の解決手法の活用に向けて、課題の整理等の検討を進めていく。

（２）新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくり

「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」によってローカル・アベノミクスを実現し、まち・ひと・しごとの好循環を生み出すためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、新たな「枠組み」づくり（官民協働及び地域連携）や新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成）、生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり（「広域圏域」から「集落生活圏」まで）が重要となる。地方創生に向けてあらゆる主体が連携・協働して地方創生の取組を深化させることにより、一過性の取組では達成できない長期的な成果の実現が可能となる。

①新たな「枠組み」づくり

地方創生の深化に向けて、従来の「縦割り」を超えた官民協働と地域連携による、新たな「枠組み」づくりに取り組む必要がある。

例えば、コンパクトシティや中心市街地活性化の取組においては、都市の「稼ぐ力」を高めるという都市経営の観点から、実際に都市において活動を行う民間事業者との官民協働により、地方公共団体の枠組みを超えた戦略やエリアマネジメントを進めることが求められる。「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の推進においても、地方公共団体と地域の事業者が官民協働で取り組むことにより、地方移住の促進や高齢者の就労・社会参加促進、医療介護関連の雇用機会の確保といった多岐にわたる効果が期待される。また、日本版 DM0 の形成をはじめとする広域的な観光地域づくりや単一行政区域を超えた広域的な課題解決のためには、複数の地方公共団体が連携して事業に取り組む地域連携が欠かせない。

⁽¹³⁾ PPP は、Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。PFI は、Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

⁽¹⁴⁾ Social Impact Bond の略。官民連携のインパクト投資手法。行政、社会的投資家、NPO、評価機関等が連携して、社会的成果に基づく質の高い行政サービスを提供することを目的とする。サービスを民間の NPO 等に委託し、事業費は投資家から調達する。民間事業によって削減された行政コストを原資に行政が投資家に対価を支払う仕組み。

②新たな「担い手」づくり

地方創生を担う新たな「担い手」づくりとして、新たな事業推進主体の形成や専門人材の確保・育成を推進する必要がある。例えば、地域の公共交通・物流、小売・生活関連サービス、介護、保育等を総合的・効率的に提供する社会的企業の事業運営を支える仕組みを確立することは、財政制約が厳しい中で地域で異なるニーズに的確に応えることを可能とし、地方創生においても重要といえる。観光振興の分野では、日本版DMOは、客観的なデータや指標を用いてマーケティングやマネジメントを行い、地域内の官民協働や広域的な地域連携により、魅力ある観光地域づくりを行う事業推進主体として重要な役割が期待される。

地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組は、実際にこれを担う専門人材の確保・育成・活躍を伴って初めて実現する。「地方創生人材プラン」に沿って、各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成していくことが重要である。

③新たな「圏域」づくり

地方創生の深化のためには、地域の生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりに取り組む必要がある。この圏域は、「広域圏域」から「集落生活圏」までを含めた多様なものが考えられ、それぞれの圏域において連携・協働体制の下で効率的な経済活動が展開されることで、住みよい生活環境の実現につながる。

「広域圏域」という観点からは、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進するとともに、今後、広域的な経済振興施策を担う官民連携組織が形成されることが期待される。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。この場合、人口減少や経済力の低下等により地域の生活サービスや介護サービスの存続が危ぶまれる地域においても、対症療法的な対策だけでなく、その地域の経済力を維持させるコミュニティビジネスの展開も並行して行い、自立的・持続的な地域づくりに取り組む必要がある。

(3)「地方創生版・三本の矢」

ローカル・アベノミクスの浸透を目指し、新たな「枠組み」「担い手」「圏域」づくりを進めていくため、国は「地域しごと創生会議」を開催し、具体的な事例に基づきつつ、「地域の技の国際化（ローカルイノベーション）」、「地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）」、「地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）」など、それぞれのテーマに即した先進事例から得られる課題を検討するとともに、地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援し（「地方創生版・三本の矢」）、様々なプロジェクトの組成と、その自立化に向けた事業運営に対する的確な支援策を講じていくこととする。

3. 政策パッケージ

「総合戦略」においては、地方が「地方版総合戦略」を策定・実施していくに当たり必要と考えられる政策パッケージを掲げている。

それぞれの「政策パッケージ」は、関係府省庁が一体となって準備した施策から構成され、併せてそれぞれの施策に応じた工程表を用意している。その中には、短期的に実施が可能な施策と、構造的な改革を視野に入れた中長期的な施策の両方が含まれているが、いずれのメニューを組み合わせて採用し、どのようなスピード感で取組を進めていくかは、最終的に、地方が自ら、「地方版総合戦略」の策定を通じて、判断していくこととなる。

国は、政策5原則の下、地方がその特性に合わせて政策メニューを効果的に活用し、各地域独自の「地方版総合戦略」を策定・実施できるよう、現状の分析から戦略の策定・評価まで支えていく。また、支援策の利用者の立場に立った政策実施環境を整えると同時に、地方における政策メニューの選択や、政策展開によって上げられた成果を踏まえ、「政策パッケージ」の内容自体も不断に見直していくこととする。

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組 A 地域の技の国際化（ローカルイノベーション）

【施策の概要】

地域に、グローバルな展開も視野に入れたイノベーションの創出を進めていくため、①大学、研究機関、企業等の連携による地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステム⁽¹⁵⁾の形成（国内各分野の先端を支え、地域経済を牽引している地域中核企業⁽¹⁶⁾のグローバル・イノベーター企業への脱皮やグローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大）、②潜在成長力のある企業⁽¹⁷⁾の地域中核企業への革新、を実現していく。これらを通じて、地域発のグローバルイノベーションを創出する。

【主な重要業績評価指標】

■NT 企業・GNT 企業等中核企業候補 1,000 社を支援し、平均売上高 20 億円（2011 年度）⁽¹⁸⁾を、取引先への波及効果も含め、5 年間で3 倍増とすることを旨す

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-A-① 地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成に向け、大学等における民間企業との共同研究実施件数又は金額の増加、産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築を目指し、関係府省庁にて取組を進めているところである。

具体的な取組として、「橋渡し」促進のための大学や公的研究機関（産総研、公設試等）及び中堅・中小企業間の連携・共同研究を実施してきた。それとともに、目利き人材による大学等の研究成果と民間企業ニーズのマッチング・連携の支援、産学官が集積したイノベーション創出拠点の構築支援等を実施してきた。

今後は、これまでの取組に加え以下の活動を展開することにより、日本型のイノベーション・エコシステムを構築する。また、こうした取組

⁽¹⁵⁾ 「イノベーション・エコシステム」とは、行政、大学、研究機関、企業、金融機関などの様々なプレイヤーが相互に関与し、絶え間なくイノベーションが創出される、生態系システムのような環境・状態をいう。

⁽¹⁶⁾ 「地域経済を牽引している地域中核企業」については、例えば、売上高当期純利益率が10%（大企業平均は3.8%）を超える中小企業数が約3,600社、中小企業白書（2014年版）の調査結果により地域経済を牽引しているとされているコネクターループ企業⁽¹⁶⁾の数が3,621社、経済産業省の各種表彰制度や分析（元気なものづくり中小企業等）の対象が約2,000社あること等から、おおよそ数千社の規模で存在していると推定される。

⁽¹⁷⁾ 「潜在成長力のある企業」については、例えば、売上高当期純利益率が大企業の平均（平均3.8%）を超える中小企業数が約1.7万社、R&Dを行うなど積極的な投資を行っている中小企業数が把握できている範囲で3.4万社あることから、おおよそ数万社の規模で存在していると推定される。

⁽¹⁸⁾ 細谷祐二（2014）『グローバル・ニッチトップ企業論』、白桃書房。ニッチトップ企業663社の平均売上高。

を通じ、地域中核企業のグローバル・イノベーター企業への脱皮、グローバル・イノベーター企業による国際的な事業展開の拡大を進める。

1. 各府省庁連携の下、経験豊富な人材による企業事業化戦略の支援や企業のニーズと大学・研究機関等のマッチング機能の強化、大学・公的研究機関等による「橋渡し」の強化などを通じ、地域における新たな技術・サービスの開発強化を進め、地方経済を牽引することができるようなプロジェクトを組成する。
2. 地域の大学、公的研究機関等が、特色ある研究資源を生かしつつ、事業化経験を持つ人材も活用しながら、大学等における産学連携機能の強化を通じて、地域の発展に寄与するシステムを構築する。また、地域の公設試験所等が調整役となり、地域が主体となった地域の中堅・中小企業の持つニーズに対し、地域の大学・公設試・高専等のシーズをマッチングさせた研究開発・新事業展開を支援する。
3. ベンチャーキャピタルや技術マッチングサービスなどを展開している民間事業者等との連携も視野に、地域発のベンチャー企業の育成などを通じ、地域に埋もれた中核的な技術の発掘と育成を図る。併せて、地域を先端的な科学技術の社会実装の場として活用することで、社会課題の解決に貢献するとともに、民間による新たなサービスの創出に繋げる。
また、標準化活用支援パートナー機関（地方公共団体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関等）と標準化の専門機関である一般財団法人日本規格協会の連携による支援体制を確立し、グローバル市場を見据えて地域に眠る優れた技術・製品の発掘とその標準化の支援を展開する。
4. 各技術分野のグローバル市場にも造詣の深い事業家・専門家によるグローバル・コーディネータ・コミュニティ（P）のネットワークを構築し、以上のような取組から引き出された技術の事業化や、成果の国内外への展開を強力に推進する。
5. 多様な分野の研究者・技術者のニーズに対応するための高度利用支援体制の運営による研究施設等の共用を促進する。

◎ (1)-(ア)-A-② 潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新

地域におけるイノベーションの創出を進め、地域の潜在的成長力を持った企業の掘り起しと育成に向けた取組をこれまでも実施しているところである。

具体的には、中核企業創出支援、ODA を活用した中小企業等の海外展開支援、全国の大学と地域企業のマッチング・連携の支援などを実施し

てきた。

今後は、地域内外の企業間連携や産学官連携を更に促進し、国や地方公共団体、地域の支援機関等に加え、技術マッチングサービスを提供する民間事業者などとの連携も視野に、様々な支援策の中から、産業の分野や企業の成長の段階に応じて最も効果的なメニューを企業につなぎ、潜在成長力のある企業を更なる成長につなぎ、地域中核企業への革新を促す仕組みを構築する。

その際、国と地方公共団体の役割分担を整理し、地方公共団体が地域の強みを把握、分析し、地域の支援機関等と積極的に連携することで、地域の自立的な支援体制の構築を図る。

B 地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）

【施策の概要】

地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向け、地域のしがらみ（横並び意識、横連携の難しさ、世代間の認識のずれ）や人材不足の問題を克服し、戦略策定と事業遂行を適切に行うことで、必要な人材・資金等を域外から積極的に呼び込めるような環境整備を図る。また、独自の中規模の市場確立⁽¹⁹⁾に向けた販路開拓やブランド化、地域資源を活用したローカル・クールジャパンの展開等を進める。

【主な重要業績評価指標】

■日本版 DM0 の設立数 100

■モデル的地域商社の設立数 100

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-B-① ブランディング戦略の確立、日本版 DM0 の育成・支援等

地域の農林水産業・観光等の成長産業化に向け、域外からの必要な人材・資金等の呼び込みや中規模市場の確立への販路開拓・ブランド化に向けたこれまでの取組により、2015年12月時点での市町村による「ふるさと名物応援宣言」は15市町村が実施しており、また特産品等開発事業による市場取引達成率は83.9%（2015年6月末時点）に達している。

具体的な取組として、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の改正や、伝統的工芸品の支援策、ふるさと名物商品・旅行券事業等の実施を通じた地域に根付く産品等の販路開拓支援などを実施してきた。

⁽¹⁹⁾ 地域の特性を生かした工芸品、農林水産物、観光資源の多くは、その良さを生かしたままに供給できる量に限界があり、いきなり全国規模のマス市場を狙うと、その性格自体が変わってしまうことがある。語らずともその良さのわかる地元の小規模市場だけでなく、全国規模のマス市場の中に溶け込んでしまうのでもない、その良さを理解できる中規模の市場を、従来の消費市場に加える形で確立していくことは、地域に新たな付加価値をもたらす上で不可欠の取組である。

今後は、これまでの取組に加え、既に地域に豊富に存在する、観光資源、農産品や伝統的工芸品といった地域産品や自然などの地域資源を活用した、域外から「稼ぐ力」の強化を目指し、地域一体となったマーケティング、販路開拓を進めていくため以下の取組を進める。

1. 観光地経営の視点を持った観光地域づくりを推進し、地域全体としてのブランディング戦略の確立を図るため、日本版 DMO の設立を加速し、戦略的マーケティングを広める。また日本版 DMO を核とした外国人観光客向け環境整備を集中的に進め、観光主導型地域経済発展モデルの基礎を確立する。
2. 地域産品独自の中規模の市場確立に向け、地域産品間の連携を促し、地域産品のブランド化、新たな中規模市場の販路開拓等に取り組む、官民にまたがるモデル的な地域商社の設立を加速するとともに、海外展開も含めた地域産品拡大に向けた様々な取組を広め、物流能力の向上等環境整備を進める。
3. 地域資源を活用した商材の磨き上げや海外販路開拓及び観光・地域特産品等の情報発信の強化により、ローカル・クールジャパンを推進する。

併せて、日本版 DMO と連携した地域金融機関等による民間事業化支援（資金、経営面で観光産業をサポート）についての検討を促す。

C 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）

【施策の概要】

地域のサービス生産性向上に向け、地域企業間の連携を促し、IT を始めとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。また「サービス産業チャレンジプログラム」などを始めとして、ベストプラクティスの普及、サービス経営人材の育成、支援拠点の整備、認証制度の普及、海外展開の支援などのサービス産業の生産性向上に向けた各施策を推進し、地域のサービス産業全体の生産性向上を図る。

【主な重要業績評価指標】

■ サービス産業の労働生産性の伸び率を約3倍に拡大（2011年～2013年の年間伸び率の平均0.8%→2.0%）

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-C-① サービス産業の生産性向上

地域のサービス生産性向上に向け、日本経済再生本部による「サービス産業チャレンジプログラム」の決定を踏まえつつ、「日本サービス大賞」の創設、地域におけるヘルスケア産業創出の支援、中小企業やロボット未活用領域におけるロボット導入実証等の取組をこれまで実施してい

る。

今後も引き続き、大都市圏と比べても相対的に低く、地域経済全体の生産性のボトルネックとなっている地域のサービス産業の生産性を引き上げるため、以下の取組を進める。

1. 外部から地域のサービス産業への投資を積極的に呼び込むため、地域サービス企業間の連携を促し事業規模を集積させることで、ITをはじめとした戦略的・効率的な投資の普及を促す。
2. 業種ごとに先進的な事例を整理し、それを横展開していくための改善普及活動を推進する。

また、「サービス産業チャレンジプログラム」における各施策を地方において有効に展開するための体制整備を図るため、地域金融機関等と連携しつつ、地域のサービス産業プラットフォーム形成や地方公共団体によるサービス産業振興策パッケージへの支援に取り組むとともに、専門支援人材のリスト化、認定支援機関の「見える化」により、事業者と支援人材・機関とのマッチングを促す。

◎ (1)-(ア)-C-② まちづくりと連動したサービス業の展開

まちづくりのソフトを担うサービス業とまちづくりのハードを担うインフラ整備が連携して、ヒトが賑わう、活気のあるまちづくりに取り組むことができるよう、先進的な事例の発掘と育成に努める。また、これらの事例も踏まえつつ、適切な KPI の設定を始め、ソフトとハードが連携した的確なまちづくりの推進に向けた手法の整備等に取り組む。

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

【施策の概要】

地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転ずることができるよう、地域企業の評価指標の確立、リスク性資金（エクイティファイナンス、メザニンファイナンス）の充実等を進める。また、地域企業における必要な経営改善、事業再生のための抜本的な対応、円滑な事業整理や第二創業等への取組、担保・保証に頼らない融資や資金提供者を通じたガバナンスの強化等を推進する。さらに、各地域においてこうした施策を有効に実施するため、人材の還流や育成を全国で展開する。

併せて、地域における経営資源の流入や雇用創出を図るべく、外国企業による投資を促す。

【主な重要業績評価指標】

■開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開業率・廃業率 10% 台を目指す（2013 年度 開業率 4.8%、廃業率 4.0%）

■対日直接投資残高を2020年までに35兆円とする（2014年末23.3兆円）

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-D-① ローカルベンチマーク⁽²⁰⁾等の整備

地域企業の経営体制の改善等に資する観点から、地域企業と金融機関や地域の支援機関が相互に対話を行っていく上での参考ツールとして、ローカルベンチマークを整備していく必要がある。

このため、平成27年5月より「地域企業評価手法・評価指標検討会（ローカルベンチマーク検討会）」を関係府省庁出席のもと開催してきたところであり、地域企業がもたらす地域経済へのインパクト（雇用、取引関係、収益など）や当該企業の成長余力、持続性・生産性などの視点から、具体的な判断指標・手法について検討を行っている。こうした検討を踏まえ、指標・手法の最適化を行い、28年度中にローカルベンチマークを策定予定である。その後も継続的に検証し、更新・発展させていく。

◎ (1)-(ア)-D-② 地域に根付いた技術の継承・高度化等

農業や建設業など、地域に根付いた産業が培ってきた高度なノウハウ・技術を的確に継承し、その更なる高度化や底上げを図ることによって、引き続き「地域の担い手」として、その持続的役割を果たすことができるよう、人材の育成・活用・処遇改善を進める。

◎ (1)-(ア)-D-③ リスク性資金の充実に向けた環境整備

地方に投資を呼び込み、生産性が高く活力にあふれた産業を取り戻すためには、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともにリスク性資金の充実が重要である。

このため、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転ずることができるよう、金融機関や支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。

また、株式会社日本政策投資銀行や株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社地域経済活性化支援機構等の官民ファンドや地域金融機関等設立の地域ファンド等によるエクイティファイナンス・メザニンファイナンス等、既に整備されている枠組みの活用を促すことに加え、証券会社やプライベートエクイティファンド等にそれぞれの機能を生かした取組を促す。

さらに、地域企業の経営改善や、観光業・農林水産業の強化・成長を促すべく、民間金融機関、政府系金融機関、官民ファンド等が設立する

⁽²⁰⁾ ローカル経済圏を担う企業に対する経営判断や経営支援等の参考となる評価指標・手法。

ファンドの活用を図る。

◎ (1)-(ア)-D-④ 創業支援・起業家教育

地域に新たなビジネスや雇用を創出し、域内経済を活性化させるためには、リスク性資金の充実とあわせ、官民一体となった創業支援や起業家教育及び第二創業支援を通じた新陳代謝の促進が必要である。

そのため、株式会社日本政策投資銀行によるオープンイノベーションを通じたビジネス創造についての地方への普及・展開、第二創業者に対する支援、ベンチャー企業や大企業等からなるベンチャー創造協議会の活用によるビジネスマッチングの促進等を進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への実用化開発支援、クラウドファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）の活性化などを通じ、各種創業を支援する。創業希望者、とりわけ新しいタイプの事業などリスクの観点から官の補完的役割が必要なケースについては、政府系金融機関による創業者向け融資の一層の活用や民間金融機関の協調を通じて官民の適切なリスク分担を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫等が開催する「ビジネスプラン・グランプリ」出張授業や株式会社日本政策投資銀行が開催する「DBJ 女性新ビジネスプランコンペティション」等を通じて、創業マインドの向上を図るとともに、起業家教育の充実を図る。

◎ (1)-(ア)-D-⑤ 事業継承の円滑化、事業再生、経営改善支援等

中小企業・小規模事業者の事業継承に係る相談は、事業引継ぎ支援センター（全国 41 箇所）及び事業引継ぎ相談窓口（全国 6 箇所）にて対応（2015 年 12 月 1 日時点の箇所数）しており、相談数は 7,389 件（2015 年 8 月末時点）となっている。親族内承継から第三者への事業引継ぎまでの幅広い相談対応や後継者不在に悩む事業者と事業を拡大したい企業等とのマッチング支援を行っている。

今後の具体的な取組として、事業引継ぎセンターの全国展開、金融機関や専門家、公的機関との連携強化を実施する。

また、地域の中小企業・小規模事業者が抜本的な事業再生のための対策を策定できるよう中小企業再生支援協議会の支援を強化する。

◎ (1)-(ア)-D-⑥ 円滑な事業整理のための支援

円滑な事業整理のための支援として、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進、株式会社地域経済活性化支援機構の経営者保証付債権等の買取り・整理業務の活用促進、よろず支援拠点などの中小企業支援

機関による相談対応、小規模企業共済制度による廃業準備資金貸付の実施、廃業準備資金融資の自己査定上の扱いの周知等により、廃業しやすい環境の整備を行うとともに、地方公共団体の損失補償付制度融資等における求償権放棄を機動的に行うことができるよう、地方公共団体による所要の条例整備等を促す。

◎ (1)-(ア)-D-⑦ 地域における対内直接投資の拡大

対日直接投資残高は、2013 年末の 19.6 兆円から 2014 年末には 23.3 兆円となっている。

具体的な取組として、地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールスの展開、セミナー開催・ミッション受入れ等への支援、「地域経済分析システム (RESAS)」等を活用した地域の魅力分析等による地方公共団体の外国企業誘致能力の強化支援、ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充などを実施する。

引き続き外国企業の投資による新たな経営資源の流入や地域の雇用創出を促すため、意欲のある地方公共団体と国及びジェトロとが連携して、地域におけるビジネス環境の改善や誘致活動（誘致戦略策定、情報発信、個別案件誘致等）の強化を図る。

E 地域全体のマネジメント力の向上

【施策の概要】

地域全体として必要な人材・資金を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化する。サービス産業など地域に根差した域内型産業の生産性向上においては、都市のコンパクト化・ネットワーク化に向けたまちづくりと連動した産業戦略を確立する。

【主な重要業績評価指標】

■都道府県での成長戦略策定等に係る協議会等組織の設立数

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-E-① 地域企業・産業の成長戦略策定促進

地域の生産性向上のためには、マーケティングと販路開拓を強化し、域外からの稼ぐ力の向上を図っていくことが不可欠である一方で、地域内部の調整を行い、販路開拓等のプロジェクトの組成をリードしていく人材が不足している。こうした人材の強化も含め、地域全体として必要な人材・資本を効果的・効率的に導入していくため、地域の成長戦略の策定・実施体制を強化することが必要である。

このため、人材・資本を集中的に投じていく分野を地域関係者と明確に共有し、「プロフェッショナル人材戦略拠点」や地域金融機関の持つビ

ジネスマッチング機能等との連携を進めることで、地域企業・産業の成長戦略策定を促す。

◎ (1)-(ア)-E-② 官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立等

地域の成長戦略の実施体制を強化し、各産業セクターにおける特徴ある成長戦略や地域活性化に向けた戦略の円滑かつ的確な実施を図るため、観光における日本版 DMO、産業クラスター戦略における「クラスターマネジメント法人」など、官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立を促し、戦略実施に向けた広範なコンセンサスと幅広い関係者からの資金・人材の導入を図る。また、地域を支えるサービスを提供する事業主体の在り方等について検討を行い、その結論を踏まえ、2016 年度以降必要な制度整備等を行う。

F ICT 等の利活用による地域の活性化

【施策の概要】

地域において、安定した収入につながる高付加価値を生む産業が少ないことが若年世代の人口流出の一因である。地域産業の生産性や生活の質を向上させ、地域の活性化を図っていく上で、情報通信技術（ICT）が有効なツールとなる。ICT の活用により、地域のサービス水準の維持・向上や柔軟な就労環境の整備が可能となるとともに、こうした課題解決に ICT を活用する過程で、イノベーションとそれに伴う新産業の創出も期待される。

また、このために必要不可欠な ICT インフラが未整備の地域や、整備済ではあるがその利活用が進まない地域が依然として多数存在している。

そのため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とする ICT の一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業・防災など幅広い分野で推進する。

また、地域においても、このような ICT の恩恵を十分に享受することができるよう、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進する。

さらに、地方公共団体や地域企業への ICT を生かした取組の導入を促進し、その効果を高めることを目的とした「地方創生 IT 利活用促進プラン」を着実に実行することで、地域における ICT の定着を目指す。

【主な重要業績評価指標】

■週 1 日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー（2020 年目標）：
全労働者数の 10%以上（2014 年度 3.9%）

また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す

- テレワーク導入企業数(2020年目標):2012年度比3倍(2012年度11.5%)
- 全都道府県にLアラートを導入(2015年10月33都道府県)
- 放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度(66.3億円)の3倍超に増加(2013年度105.7億円)

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-F-① ICTの利活用による地域の活性化

地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため、距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの一層の利活用を、医療・教育・雇用・行政・農業・防災など幅広い分野で推進する。さらに、地域の経済社会活動を支える通信・放送環境の整備を推進する。

2016年度は、引き続き、ICTを活用した街づくり等の成功事例の横展開や地域からの情報発信の強化、柔軟な就労環境を実現するテレワークや地方でも都会と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」、公衆無線LANや高速モバイル、ブロードバンドなどの地域の通信・放送環境の整備を推進する。さらに、地方の創意工夫を生かしたイノベーションの創出を可能とするICTの一層の利活用を推進するため、これを支える環境整備に取り組む。

また、「G空間情報」(地理空間情報)の利活用やLアラートの普及展開を加速すること等により、住民一人一人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境の整備をはじめ、地域の活性化を図る。

◎ (1)-(ア)-F-② 地方創生IT利活用促進プランによる産業活性化と生活の質の向上

地域における産業の活性化や生活の質の向上に向け、ITの導入を促進する「地方創生IT利活用促進プラン」を着実に実行する。特に、ICT街づくりプロジェクトにおける鳥獣被害対策等、各分野におけるICTを活用した優良事例の横展開を支援するポータルサイトや、IT利活用による行政サービスの質の向上のための各種情報の提携といった、国と地方公共団体等との間の情報共有基盤の整備を推進する。また、地方公共団体等のIT化に係る人材派遣や企業支援、企業や雇用の地方への流れを促すふるさとテレワーク等による働き方改革の推進、ITの利活用による行政の効率化や新たなサービスの創出等の加速化に向けた制度見直しの推進等に取り組む。

G 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組

【施策の概要】

地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、為替変動にも強い地域の経済構造改革と地方からの GDP の押し上げを図る。

【主な重要業績評価指標】

■地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の地元雇用創出効果：4.2 倍

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-G-① 地域の総力を挙げた取組

地域経済の好循環拡大のためには、地方公共団体が核となって、地域の総力を挙げて生産性の高い企業を次々と立ち上げることが必要である。

このため、地域の資源と資金を活用し、地域密着型企業を立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」を推進する。地域金融機関の事業性評価による融資を活用して、個々の地方公共団体の事業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金をこれまで 281 事業に交付決定している。地方公共団体の負担により解決・支援すべき公共的な地域課題への対応を代替する地域密着型企業への立ち上げを推進する。また、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げてプロジェクトを推進し、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー企業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進しており、平成 27 年度は新たに 14 団体でマスタープラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）を策定中である。エネルギーの地産地消による大きな地域経済好循環実現のため、関係府省庁によるタスクフォースを立ち上げたところである。「自治体インフラの民間開放」については、地方公共団体の有する公共施設を民間に開放し、地域におけるビジネス拠点を創出する「公共施設オープン・リノベーション」を推進している。マッチングコンペティションを開催し、8 団体でリノベーション事業を進めており、全国各地への事業の普及・展開を図っていく。また、ジェトロ・中小機構と連携して構築した「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の更なる充実を図ることで、地域産品の海外への販路開拓や地域への企業誘致を推進する。

これらの「地域経済好循環推進プロジェクト」の更なる推進を図り、地方公共団体が核となって地方に「しごと」をつくることで、地方からの GDP の押し上げを図るとともに、為替変動にも強い地域の経済構造改革を推進する。

◎ (1)-(ア)-G-② 「地域経済の見える化」の推進

地域住民に加え、産業界・地方公共団体・大学・金融機関・労働団体・マスメディア（産官学金労言）が、地域経済の好循環を実現する必要性や、付加価値の向上を中心とした労働生産性を向上させることの重要性について共通認識に立つことが必要である。地域が総力を結集して「地方版総合戦略」の推進・実践に取り組めるよう、国は、これらの認識の醸成に向けた支援を行う。その一環として、地域経済循環分析や地域経済の労働生産性の分析等に関して、RESAS のデータを強化するとともに、活用方法等を周知する。また、地方公共団体に加えて、民間企業や住民・NPO 等が RESAS を活用して新たな提言やビジネスを創出できるよう、RESAS に新たな機能を追加するとともに、利用者に応じた利便性の向上（ユーザーインターフェースの向上等）を図る。

H 総合的な支援体制の改善

【施策の概要】

(1)-(ア)の重点施策を含め関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合的な支援体制の整備・改善を進める。

【主な重要業績評価指標】

■産業・金融・地方公共団体が連携した地域の取組について、自立・継続しているものの件数

【主な施策】

◎ (1)-(ア)-H-① 労働生産性等の地域別・業種別把握

今後、人口減少が各地域で進む中、地域経済の成長実現のために必要な労働生産性の向上が図られる支援体制の整備が必要である。

そのため、日本経済再生本部と連携しつつ、地域別・業種別の生産性等の実態把握の体制を強化し、付加価値の向上を中心とした労働生産性の向上という基本的な指標を軸に、産官学金労言の関係者が、(1)-(ア)の各施策を含めた政策成果や原因分析を共有できるような効果測定指標の体系的整備を図る。

その一環として、人口減少が地域経済に与える影響把握及びそれを踏まえた労働生産性の目標設定をサポートするプログラムの RESAS への搭載を検討するとともに、都道府県や地域金融機関、政府系金融機関等に周知する。

◎ (1)-(ア)-H-② 地域経済の中核となる地方の中堅・中小企業の域外市場展開と「稼ぐ力」の向上

域外需要を取り込む可能性を秘めた地方の中核となる製造業、サービ

ス業、農林水産業などの分野の中堅・中小企業の域外市場展開を応援し「稼ぐ力」の向上を図るべく、「産業・金融一体となった総合支援体制の整備」（「地域企業応援パッケージ」）の一環として、平成26年12月に内閣官房を中心に関係府省庁でとりまとめた「地方の中核となる中堅・中小企業への支援パッケージ」に基づき、一貫した支援を実施する。

◎ (1)-(ア)-H-③ 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化

地域経済にプラスの外部効果を及ぼす新しいタイプの事業や技術革新につながる事業支援は、相対的にリスクが高いため、一定の範囲で、官が補完的な役割を果たすことが必要である。

創業支援等の分野において、地域における金融機能の高度化を図る等の観点から、民間金融機関と政府系金融機関による共同商品・協働ファンドの組成等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携を促進する。このため、政府の支援体制の整備を進める。

基本的な方向性として、中長期的に民間が自立的に資金を供給することを目指し、官民の金融に関わるプレイヤーが、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給パターンを数多くつくり上げていくとともに、協働により企業の成長に資する成功事例を1件1件積み上げ、成長資金の供給規模を拡大し、各プレイヤーが協働するベストプラクティスを構築するよう取り組む。

◎ (1)-(ア)-H-④ 「地域企業応援パッケージ」のPDCAサイクルの確立

(1)-(ア)の関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める。

具体的には、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。この際、企業の課題解決に向けた支援策は、可能な限りのワンストップ化を進めつつ、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、地方公共団体への更なる周知を図る。

また、地域企業を応援するためのパッケージとなるような施策を実施・拡充しながら、各施策の取組成果や利用者目線に基づく継続的な改善を行う（PDCAサイクルの確立）。

地方公共団体が「地方版総合戦略」に織り込んだ(1)-(ア)の各施策を的確に実施するため、国の人的支援や財政上の支援体制を整備する。

(イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

【施策の概要】

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である「地方創生」において、観光は、旺盛なインバウンド需要の取り込みなどによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものである。

着地型旅行商品の造成・販売等の観光資源の磨き上げの取組を地域の中心となっていく組織が全国で形成されてきたところであるが、観光資源の磨き上げの前提となる観光地の一体的なマーケティング、ブランディング等が十分に行われていなかったため、取組が地域での観光消費の増大等に必ずしもつながっていない。このため、観光による地方創生を図るにあたっては、多様な地域の関係者の合意形成の下、効果的なマーケティング、観光地の一体的なブランドづくりなどの観光振興を戦略的に推進する専門組織である日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを推進していく。

また、増大する訪日外国人旅行者を地方に呼び込むためには、ジオパーク、森里川海等の価値ある自然、スポーツイベント、2020年に向け大々的に実施する文化プログラムや日本遺産などの文化資源の活用等を通じた、そこに行ってみたくなるような地域資源を生かしたコンテンツの磨き上げが必要である。このため、観光戦略と連携した地域の特色ある地域製品のブランド化、受入地域のマネジメント強化、戦略的プロモーション、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備を更に推進していく。

加えて、地域における「稼ぐ力」を向上させるためには、観光地域・ブランドづくりによって増大する訪日外国人旅行者を呼び込むだけでなく、滞在中の消費喚起を促進し、訪日外国人旅行者数の増加を国内における消費の拡大につなげていくことが重要である。また、消費額の拡大については、都市部だけでなく、地方部へも満遍なく広げていくことが必要である。このため、観光地や商店街等におけるクレジットカードの利用環境の整備など、訪日外国人旅行者の滞在中の消費喚起促進・利便性向上等のための受入環境整備を推進していく。併せて、観光産業の専門的・技術的分野における外国人材の活用や、訪日外国人旅行者の出入国を円滑かつ快適に行える体制整備も推進していく。

【主な重要業績評価指標】

- 訪日外国人旅行消費額を4兆円（2014年2.0兆円）に拡大⁽²¹⁾
- 日本版DMOの設立数 100（再掲）
- 放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度（66.3億円）の3倍超に増加（2013年度105.7億円）

⁽²¹⁾ 目標年次：訪日外国人旅行者が2,000万人訪れる年。

【主な施策】

◎ (1)-(イ)-① 日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの推進

航空ネットワークの拡大やビザ発給要件の大幅緩和、訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実等の政府一丸となった取組、訪日プロモーションの展開等により、2014年の訪日外国人旅行者数は前年（1,036万人）比29.4%増の1,341万人、その旅行消費額は前年（1兆4,167億円）比43.1%増の2兆278億円と大きく増加したものの、未だゴールデンルートに集中しており、引き続き、地方への誘客を図っていく必要がある。

このため、地域において、マーケティングの実施、KPI設定・PDCAサイクルの確立による戦略策定等の日本版 DMO を核とした観光地域づくりの取組が推進されるよう、地域が日本版 DMO の形成に取り組み上で参考となるわかりやすい手引書の活用を促進する。また、日本版 DMO を担う人材など観光地経営の中心となる人材の育成への支援を充実させる。

加えて、日本版 DMO を核とする観光地域づくり・ブランドづくりの取組が地域においてより一層進むよう、「日本版 DMO を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援チーム」により、「地域からの相談等のワンストップ対応」、「政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有」、「関係省庁の施策の重点化」等の支援⁽²²⁾を進めていく。

さらに、海外の有識者による諸外国の先進事例の紹介や地域の関係者等によるパネルディスカッション等を内容とするシンポジウムを全国で開催し、日本版 DMO を核とした観光地域づくり・ブランドづくりの取組に関する実践的手法に対する地域の理解の醸成を促進する。

◎ (1)-(イ)-② 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

世界遺産や国宝などの地域活性化への活用のほか、「日本遺産」の認定を2020年までに100件程度行うなど、文化資源の観光・産業資源としての魅力の向上等の強化や、地域の複数の文化財を一体的に活用する取組の支援、地域の特色ある文化芸術活動や劇場・音楽堂などの活動の推進に取り組むとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け文化プログラムを全国津々浦々で展開し、文化資源の活用を通じたGDPの拡大を目指す。

また、スポーツによる地域活性化に取り組む「地域スポーツコミッション」等の活動の一層の促進、スポーツ施設の多面的な活用を含むスポーツに関する産業振興等により、地域経済を活性化させ、スポーツを通

⁽²²⁾ 支援には、日本版 DMO が行う外務省施設や在外公館等を使用した誘客活動を含む。

じた GDP の拡大を目指す。具体的には、2020 年までに、スポーツ目的の訪日外国人数⁽²³⁾を3倍程度（2014 年 86 万人）にするとともに、国内のスポーツツーリズムに係る消費額⁽²⁴⁾を2倍程度（2014 年 1,973 億円）にすることを旨とする。その際、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントの波及によるスポーツを地域資源とした地域活性化を推進するとともに、文化プログラム等のキックオフイベントとして、2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会後の秋に、「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム⁽²⁵⁾」を開催し、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論、情報発信を行う。

さらに、観光戦略と連携したブランド価値のある食の提供、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備、受入地域のマネジメント強化、地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーションの推進、海外市場のニーズを熟知したプロデューサー人材派遣を通じた地域資源の発掘・磨き上げ、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等の推進、文化資源の活用、「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用した地域の農林水産物や特産品の販売促進、インフラの観光資源としての活用、「ホストタウン⁽²⁶⁾」の推進による多様で豊かな地域の特色づくりの促進、株式会社地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドや株式会社海外需要開拓支援機構の活用等により、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくりを図る。

また、観光業の基盤となるのは、国立公園、ジオパークをはじめとする価値ある自然などの地域資源であり、これらの自然の恵みが将来にわたって持続的に享受できる体制を構築する必要がある。このため、自然の恵みに支えられている地域を森・里・川・海が繋がる一連の圏域として捉え、市場経済では見えにくい二酸化炭素吸収や水質浄化、災害の防止・軽減、レクリエーション等といった自然が持つ様々な恵みの価値を見える化するるとともに、自然の恵みを享受する都市と地方が一体となって、その自然の維持・向上を図っていくための資金や人材の循環を可能とする仕組みづくりを進める。

(23) 日本政府観光局公表の訪日外国人旅行者数に、「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）における「今回の日本滞在中にしたこと（複数回答）」のうち「ゴルフ」、「スキー・スノーボード」、「スポーツ観戦（相撲・サッカーなど）」の選択率を乗じて算出。

(24) 「旅行・観光動向調査」（観光庁）における旅行消費額のうち、観光・レクリエーション目的の旅行における「スポーツ施設」、「スキー場リフト代」、「スポーツ観戦・芸術鑑賞」に係る消費額を合計して算出。

(25) 2016 年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会直後の 10 月 19 日～22 日に京都と東京で開催する。各国のスポーツ大臣を集めた国際会議や各地方公共団体と連携した文化関連行事を行うとともに、「世界経済フォーラム」と連携して開催し、世界に広く日本の魅力を発信する。

(26) 地域の活性化等を推進するため、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致等を通じ、全国の地方公共団体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る取組。

◎ (1)-(イ)-③ 観光消費拡大等のための受入環境整備

訪日外国人旅行者による旅行消費額は、2014年初めて2兆円を超え、インバウンド消費は、日本経済を下支えするまでになっている。

消費額の拡大を地方部へも広げていくべく、地方におけるクレジットカード利用可能店舗の拡大、多言語対応の充実、海外発行クレジットカード等で現金が引き出せるATMの充実、無料公衆無線LAN環境の整備の促進等、訪日外国人旅行者の滞在中の消費喚起促進・利便性向上等のための受入環境整備を推進していく。

あわせて、商店街や物産センター等での免税手続カウンターやクルーズ埠頭における臨時的免税店届出制度の活用を促進するとともに、観光産業の専門的・技術的分野における外国人材の活用を図る。また、羽田空港の飛行経路見直しによる発着枠拡大等の首都圏空港の機能強化や地方空港の受入環境整備等による国際航空路線の拡充、クルーズ船の受入環境の改善、地方空港・港湾におけるCIQ体制の充実、二次交通の確保・利便性の向上等を図っていく。

(ウ) 農林水産業の成長産業化

【施策の概要】

農業は、産業として強くしていく政策（産業政策）と多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を明確にすることにより、成長産業化に向けた政策を徹底していくことが必要である。林業は、森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要である。水産業は、経済社会環境の変化に対応した生産・流通体制の革新を進めていく必要がある。

農林水産業・農山漁村の有する大きな潜在力を最大限に引き出し、競争力の高い産業へと転換していくとともに、美しい農山漁村をつくり上げていくためには、施策ごとに、その目的、対象、施策の内容を明確にし、効果的に推進していくことが必要である。このため、「需要フロンティアの拡大」、「バリューチェーンの構築」、「生産現場の強化」を体系的に実施する産業政策と、「農林水産業・農山漁村の多面的機能発揮」を図る地域政策を明確にし、車の両輪として推進することとしている。

その際、自らの地域資源を活用し、その潜在力を引き出すことにより、循環型の多様な地域社会をつくり出していくことも重要である。

こうした考え方の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく施策を着実に実施する。

加えて、我が国の農政が「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている中で、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、

生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

これにより、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等と合わせて、新たな国際環境の下でも、強くて豊かな農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現する。

【主な重要業績評価指標】

■ 6次産業化の市場規模 10兆円（2013年度 4.7兆円）

■ 農林水産物・食品の輸出額 1兆円（2014年 6,117億円）

【主な施策】

◎ (1)-(ウ)-① 需要フロンティアの拡大⁽²⁷⁾、バリューチェーン⁽²⁸⁾の構築等

農林水産物・食品の輸出額については、2013年の5,505億円から2014年の6,117億円となった。また、6次産業化の市場規模については、2012年度の1.9兆円から2013年度の4.7兆円となった。

農林水産業の成長産業化を図るため、これまで、農林水産物・食品の輸出促進、日本の食文化・食産業の海外展開など需要フロンティアの拡大、6次産業化・農商工連携等の推進などバリューチェーンの構築等を推進してきたところである。

2016年以降、以下の施策を実施する。

- ①需要フロンティアの拡大のため、農林水産物・食品輸出環境課題レポートの作成、日本国内外における観光戦略と連携した食の情報発信等を通じ、インバウンド対応とも連携しつつ、農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略や日本の食文化・食産業の海外展開等を品目別輸出団体・JETRO等を通じて推進する。また、地理的表示保護制度の活用等によるブランド化を推進する。
- ②バリューチェーンの構築のため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE⁽²⁹⁾）からの出資等、ロボット技術やIT等の先端技術の導入など、他産業とも連携しつつ、6次産業化等によるブランド化・高付加価値化を推進する。
- ③生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造を確立するとともに、消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることを通じ、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資するなど、消費者との連携を強化する。

⁽²⁷⁾ 国内外に、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を創造し、需要を拡大するもの。

⁽²⁸⁾ ここで言うバリューチェーンとは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎ合わせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

⁽²⁹⁾ Agriculture, forestry and fisheries Fund corporation for Innovation, Value-chain and Expansion Japan の略。農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を行うために、2013年に設立。

◎ (1)-(ウ)-② 農業生産現場の強化等

農林水産業の成長産業化を図るため、これまで、生産性の向上、耕作放棄地の発生防止・解消、米政策改革など農業生産現場の強化、農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組等を推進してきたところである。

2016年以降、以下の施策を実施する。

- ① 農業生産現場の強化のため、経営感覚を持った担い手の育成・確保、農地中間管理機構や土地改良の一層の推進を通じた大区画化・汎用化等による農地集積、省力化機械の整備等による生産基盤の強化、労働力不足を解消し、多様な人材の活躍を可能とするロボット技術やITを活用した戦略的な革新的技術の開発・活用など生産性の向上、有機農業・エコ農業の推進など中山間地域等における担い手の収益力向上の支援、耕作放棄地の発生防止・解消等を推進する。また、米生産について、平成30年産を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産とするなど、スケジュールに沿って米政策改革を着実に実施する。併せて、農政等についての正確かつ丁寧な説明や情報発信・収集等を通じ、農業生産現場と農政の結び付きの強化を図る。
- ② 農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮のための取組に加え、鳥獣害対策を強力に推進するとともに、増加する捕獲鳥獣を地域資源として食肉（ジビエ）等に利用する取組を推進する。

◎ (1)-(ウ)-③ 林業の成長産業化

国産材の供給量については、2013年の2,174万 m^3 から2014年の2,366万 m^3 となった。

林業については、これまで、CLT⁽³⁰⁾の普及に向けた取組の総合的な推進、公共建築物の木造化等の促進、木質バイオマス利用の推進など新たな木材需要の創出、林業の生産性の向上や地域における木材利用供給システムの構築、人材の確保及び育成など国産材の安定供給体制の構築等を推進してきたところである。

2016年以降、木材需要の拡大を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、2016年度早期にCLT建築物の一般的な設計法を確立し実用化を目指すとともに、同年度に5万 m^3 程度の生産体制を整備するというロードマップに沿ったCLTの普及、公共建築物の木造化等の促進、木質バイオマスの持続可能な利用の促進等に取り組む。また、産業界と連携した国産林業機械の開発、森林施業の集約化や効率的・計画的な路網整備、効率的な加工・流通施設の整備等による生産流

⁽³⁰⁾ Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

通コストの低減、自伐林家⁽³¹⁾を含む多様な林業の担い手の育成・確保を図るとともに、川上から川下までの地域の関係者による木材等の需給情報の共有や森林所有者等と製材工場等との協定による供給など隘路を開く取組の各地への展開などにより、低コストでの国産材の安定供給体制の構築を推進する。

◎ (1)-(ウ)-④ 漁業の持続的発展

魚介類生産量（食用）については、2012年の376万トンから2013年の373万トンとなった。

水産業については、これまで、IQ⁽³²⁾方式の試験実施など漁業資源管理の高度化、国産水産物需要拡大のための取組、水産加工施設のEU向けHACCP⁽³³⁾認定の加速化、収益性の高い操業・生産体制への転換、「浜の活力再生プラン」の作成・実現等を推進してきたところである。

2016年以降、TAC⁽³⁴⁾の適切な設定とTAC等数量管理対象魚種の追加の検討、IQ方式の試験実施とその効果の検証等を踏まえた同方式の段階的活用など漁業資源管理の高度化と、漁業者がより一層の資源管理に取り組んだ場合の漁業経営への影響緩和を図るための取組を進めるとともに、国産水産物の需要拡大、EU向けHACCP認定や施設整備支援等の推進等を通じた水産物輸出の拡大を図る。また、浜の所得向上を図るため、複数の浜が連携し、各浜の機能再編等を行う「広域浜プラン」の策定を進めるとともに、持続可能な収益性の高い操業体制への転換等を推進する。

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

【施策の概要】

多くの若者が大都市圏で就職し、地域では人口流出や少子高齢化により、中小企業や農業等で人材確保が厳しい現状にある。このため、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みの強化が重要である。これを実現し、地域活性化に資するため、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策について、それぞれの役割分担や連携を明確にして取り組む必要がある。

地域に人材を還流する一方で、地域に活力を取り戻すためには、地域の若者

⁽³¹⁾ 主に自ら所有する森林において、自ら伐採等の作業を行うことにより森林施業を行っている者。

⁽³²⁾ Individual Quota の略。漁獲可能量を個別の漁業者に配分する方式のこと。

⁽³³⁾ Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品安全のための工程管理システムのこと。食品の製造工程で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、安全な製品を製造する上で特に重要な工程を重要管理点 (Critical Control Point) と定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保するもの。

⁽³⁴⁾ Total Allowable Catch の略。漁獲可能量。

の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など職場の魅力向上を促進し、女性や高齢者・障害者が活躍できる地域社会の実現や、高齢化・後継者問題が深刻な農林漁業の新規就業・後継者育成を図る必要がある。また、建設業における技能労働者の処遇改善、生産性の向上や若手、女性等の多様な人材の活用等を通じ、地域経済を支える建設業、造船業、運輸業等が「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成を推進する。

併せて、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない地域企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていきやすくなるような環境を整え、プロフェッショナル人材の活用による成長や生産性の向上の実現を促していく。

【主な重要業績評価指標】

- 東京圏から地方へ約10万人の人材を還流（2020年までの5年間の累計）
- 地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約20万人の地方への定着を図る（2020年までの5年間の累計）
- 上記により、2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す

【主な施策】

◎ (1)-(エ)-① 若者人材等の還流及び育成・定着支援

人材確保が困難となっている地域の中小企業や農業等において必要とされる人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組み等を強化するため、地域における良質な雇用の確保・創出や人材育成・定着を支援するとともに、府省庁ごとに制度化されている人材の確保・育成に関する施策につき、役割分担や連携を明確にする。

そのため、2015年度には「移住・交流情報ガーデン」と連携しつつ、就職関係情報や地方での生活に関する情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター」の整備を推進する。また、各地域のUIJタウン等の受け皿となるよう、各地域での魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の、地域の創意工夫を生かした取組を実施し、地方への人材還流等を進める。

2016年度以降は人材還流等の本格稼働を進める。具体的には地方への新しいひとの流れをつくり、各分野の取組を推進する「地域の担い手」を確保・育成するには、移住に関心を持っていない潜在層も対象とした取組を強化することが必要である。このため、潜在層等に対する地方移住の動機付けや、地方の中小企業等の魅力を発見する就労体験等の機会を提供する。

◎ (1)-(エ)-② 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等

2015年10月以降、各地域に「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、稼働開始した。

生産性が向上せず、停滞する地域経済の活性化を図るため、潜在成長力を持ちながら従来事業の継続を旨とした「守りの経営」から脱却できない企業の経営者に対し、新たな取組に積極的にチャレンジする「攻めの経営」に転じていけるような、事業の革新に適した新たな経営ガバナンスと体制の確立と、新たな事業展開を支えるプロフェッショナル人材の活用を促す。このプロセスで具体化された求人情報を基に、民間人材ビジネス事業者等と協力して、プロフェッショナル人材の地方での採用を増やすことを目指す。

また、今年度設置する全国単位、ブロック単位、地域単位の各協議会を通じ、株式会社日本人材機構（株式会社地域経済活性化支援機構の子会社）、金融機関、民間人材ビジネス事業者等との密接な連携を深め、発掘すべき潜在成長力ある企業の裾野の拡大を図るとともに、全国の潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材に対し、多様な就業機会や地域の魅力、くらしやしごとの環境など地域プロモーションを展開し、プロフェッショナル人材の地方還流の加速を図る。

◎ (1)-(エ)-③ 人材還流政策間の連携強化

地方への就職・移住を促す各府省庁が所管する人材還流政策については、関係府省庁等が、密に連携し、真に利用者にとって分かりやすい窓口機能を設定するとともに、各地域において各事業を実施する主体間においても効果的な連携が図られるよう、各都道府県に設置される「人材還流政策連絡会」を通じ、各々の事業窓口が、真に利用者にとって分かりやすいものとしていく。

◎ (1)-(エ)-④ 新規就農・就業者への総合的支援

農林水産業への新規就業を促進するため、これまで、農林水産業の成長産業化のための施策の推進、所得の確保や技術の習得等の支援を行ってきたところである。

2016年以降も、農林水産業の成長産業化のための施策を推進するとともに、所得の確保や技術の習得等の支援を行う。

また、農林水産業を学ぶ高校生に就農等の意欲を喚起し、チャレンジ精神のある農業経営者等となり得る卒業者を輩出するため、農林水産高校において、農林水産業界や関連産業等と連携した農業経営に関する学習の充実を図るなど、実践的な職業教育を推進する。

◎ (1)-(エ)-⑤ 若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

若者、高齢者、障害者が活躍できる「全員参加の社会」の実現に向け、地域において若者向けの安定した雇用の場を確保するとともに、「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進、障害特性に応じた就労支援の推進等を行ってきた。

若者については、第 189 回通常国会で成立した若者雇用促進法の円滑な施行に向けた取組等を行っていく。高齢者については、2014 年の 60～64 歳の高齢者の就業率は 60.7%に達しており、今後は特に 65 歳以上の高齢者の雇用・就業環境の整備等に取り組んでいく。

障害者については、障害特性に応じた就労支援の推進等により、障害者の実雇用率は 2015 年 6 月現在 1.88%であり、着実に伸展している。2020 年までに実雇用率 2.0%の達成に向けて、今後も、ハローワークにおける多様な障害特性に応じた就労支援や、身近な地域で就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターでの就労支援や職場定着支援等を推進していく。

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 政府関係機関の地方移転

【施策の概要】

東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関としての機能が確保され、運用いかんでは向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果につき検証した上で、移転すべき機関等を決定し、実施する。

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 政府関係機関の地方移転

これまで、(独)酒類総合研究所東京事務所の東広島市への移転を決定、実施するとともに、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)以外のうち42道府県から69機関についての誘致提案を受け、提案した道府県等及び関係府省庁等の双方から意見を聞くとともに、公平性・透明性あるプロセスの下で検討を行うために設置した有識者会議の意見を聞きながら、検討の方針を提示した。

今後、有識者会議の意見を聞きながら更に検討を行い、2015年度中にまち・ひと・しごと創生本部において、移転すべき機関等について定めた政府関係機関移転基本方針を決定する。その際、地方創生に資する施策との連携、特に研究機関については、地域の研究機関・民間等との連携による地域イノベーションの進展に資するよう関係施策との連携を図る。また、今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

【施策の概要】

人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要であるが、企業の本社等の東京23区への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどである。地方の企業による優秀な人材の確保や定着を促進するため、特に、東京23区からの本社機能の全部又は一部移転等による地方拠点強化や企業の地方採用枠拡大に向け、官民挙げての取組を推進することとしている。また、地方においては若い女性の雇用のミスマッチが生じていること、それが地域からの若い女性の転出につながっているという指摘も踏まえ、地方における女性の採用を進める企業を支援する必要がある。加えて、農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における

就業機会を拡大する必要がある。

さらに、東京に居住せず地方に住みながら仕事ができるような環境が整備されれば、若者や女性を含め一層多くの人々が地方において産業・社会の担い手として能力を発揮することができる。

【主な重要業績評価指標】

■本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を 2020 年までの 5 年間で 7,500 件増加

■地方拠点における雇用者数を 4 万人増加

【主な施策】

◎ (2)-(イ)-① 企業の地方拠点強化等

地方での安定した良質な雇用を確保するため、地域再生法を改正（本年 8 月施行）し、地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を位置づけるとともに、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置等の運用を平成 27 年 8 月に開始した。これまで 33 道府県、39 の地域再生計画の認定を行っており、本計画に基づき、企業の地方移転や地方拠点の拡充の具体的な取組が動き始めている。

今後も引き続き、本税制等の目的・内容について広く周知を図るとともに、本社機能の移転等を検討している事業者に対して、都道府県等と協力しつつ、事業計画策定のための情報提供や策定支援を行っていく。

また、企業の地方採用枠拡大のため、雇用機会が不足している地域における質の高い雇用の創出を促進する。加えて、地方採用枠を拡大する企業を支援するため、雇用促進税制について雇用機会が不足している地域に所在する事業所において質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）を増加させた企業を支援する措置とする重点化を行う。

さらに、雇用促進税制の見直しに合わせ、上記の本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置についても、平成 28 年度から、所得拡大促進税制との併用を可能とすることで、企業の地方拠点強化をさらに推し進めていくこととしている。

加えて、地方における多様な正社員の普及・拡大を図るとともに、女性の積極採用・登用など、女性の活躍推進に関する取組を行う企業に対する支援を行い、それらの取組の実施状況等が優良な企業については、企業からの申請により女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号、以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を行う。

(ウ) 地方移住の推進

【施策の概要】

地方移住を希望する国民の様々なニーズに応えるため、地方移住についてのワンストップ相談など支援施策の体系的・一体的に推進と地方居住推進の国民的な気運の醸成を図ることが重要である。また、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住替え支援策の検討が必要である。さらに、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応の充実を図ることも必要である。

加えて、高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点や、高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流を支援する観点から、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC⁽³⁵⁾）」構想を推進する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。

【主な重要業績評価指標】

- 年間移住あっせん件数 11,000 件(2015 年 11 月末時点 約 4,000 件)
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増(2014 年比)(2014 年 23%、2015 年 27%の市町村で実施)
- 都市と農山漁村の交流人口 1,300 万人(2014 年 1,027 万人)
- 地域おこし協力隊 4,000 人(2014 年度 1,629 人)

【主な施策】

◎ (2)-(ウ)-① 地方移住希望者への支援体制

本年 3 月末の「移住・交流情報ガーデン」の開設以来、11 月末までの 8 ヶ月間で、あっせん件数は約 4,000 件となった。

地方移住を考える人へのしごと・すまい・生活環境等についてのワンストップ相談体制を一層充実させるため、これら移住に関連する情報を一元的に提供する「全国移住ナビ」を本年 7 月から本格稼働させ(11 月末までに約 170 万ページビューを達成)、また、自治体プロモーション動画・ローカルホームページの全国コンテストを開催した。さらに、「移住・交流情報ガーデン」を開設し、首都圏在住者に地域の魅力や移住情報を各地方公共団体や各府省庁等が直接アピールする移住相談会、フェア等を 11 月末までの 8 ヶ月間に 100 回以上回開催するなど、地方移住希望者に対する必要な情報の提供に関する取組を進めた。

また、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提

⁽³⁵⁾ 米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約 2,000 か所存在している。

供や相談支援について、2015年度より地方財政措置を創設した。

今後、移住に関する相談ニーズや利用者の要望に幅広く対応できるよう、「移住体験談コンテスト」の開催等により、「全国移住ナビ」のコンテンツの更なる充実を図るとともに、移住に対するイメージを具体化し、行動に繋がるように、「移住・交流情報ガーデン」において各地方公共団体や各府省庁が連携した取組や夜間セミナーなどを開催するほか、「くらし」、「すまい」などテーマごとの連続セミナーなどを開催する。

◎ (2)-(ウ)-② 地方居住の本格推進（都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格推進、住み替え支援）

「お試し居住」に取り組む市町村の数は2014年の23%から2015年には27%になった。また、都市と農山漁村の交流人口は2014年度には1,027万人となった。

本年5月、地方居住の推進に向けた機運を高め、国民的な運動として展開するため、産官学金労言その他各層からの参加を得て、民間有志の主導により「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議が設置され、それぞれの立場で地方居住推進に係る活動を推進している。また、県段階においても同様の会議の設置が進められ、現在までに17道県において活動中である。

地方との交流の促進のため、都市と農山漁村の交流活動を農山漁村における所得・雇用の確保に結び付けるとともに、一過性の取組とせず、一時滞在から継続的な滞在、移住・定住に移行するよう観光・教育・福祉・農業各分野における連携プロジェクト等を推進している。

空き家については、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）を本年5月に全面施行し、国において基本指針を策定。

さらに、地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について、2015年度より地方財政措置を創設した。

今後も引き続き、地方居住の気運の醸成を図っていくとともに、都市と農山漁村の交流における各分野の連携プロジェクト等、「二地域居住」の推進にむけた費用負担の軽減を図るための個人所有の空き家や公的賃貸住宅の活用、LCCの参入促進などの取組、住み替え促進のための中古住宅市場の流通促進等の市場環境整備や、空き家対策に向けての市町村による空家等対策計画の策定などの取組を推進していく。

◎ (2)-(ウ)-③ 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の推進

東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、希望に応じ地

方や「まちなか」に移り住み、地域住民や多世代と交流しながら生涯学習等を通じて健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の導入に向け、2015年2月より有識者や関係省庁が参画する「日本版 CCRC 構想有識者会議」を開催し、同年12月に「最終報告」が取りまとまったところである。この「最終報告」を踏まえ、2015年度中に関係省庁が連携して地方公共団体の事業具体化に向けた取組を支援するチームを立ちあげ、地方公共団体の取組を一層円滑に進め、「生涯活躍のまち」構想の実現・普及に向け取り組んでいく。また、介護保険制度における調整交付金の在り方について検討する。高齢者が多世代と交流しながら活躍できる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」構想について、必要な法制を含め制度化などの施策展開につなげていく。

◎ (2)-(ウ)-④ 「地域おこし協力隊」の拡充

2014年度の地域おこし協力隊員数は1,629人（うち旧田舎で働き隊員118人）と2013年度比で1.5倍以上に増加した。

地域おこし協力隊の拡充のため、新聞広告や雑誌広告、WEBコンテンツにより制度を広く発信するとともに、地域おこし協力隊全国サミットを初めて開催し隊員間の交流促進を図っている。このほか、合同募集説明会の開催や合同研修を実施している。

隊員の確保に向けて大学生をはじめとする若者、転職希望の社会人などに向けた広報の強化を図るとともに、隊員の活動内容の向上や地域への定住・定着の促進を図るため、隊員向けの初任者研修、起業・事業化のための研修等の充実、地域の受入体制の整備や隊員の起業・事業化の支援、全国サミットの開催など隊員間の交流促進により、事業を一層推進していく。

(エ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

地方の若い世代の多くが大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出している。その要因には、地方に魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことが挙げられる。さらに、地方に魅力ある雇用が少ないことなどから、東京圏の大学等から地方企業へ就職するという流れが大きくなならないという事情がある。これらを踏まえ、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する取組を促進する必要がある。

また、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠」等）を活用した大学生等の地元定着や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を推進する。さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進する。

人材育成の観点から、大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根ざしたグローバル・リーダー育成の取組を推進する必要がある。

【主な重要業績評価指標】

- 地方における自道府県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2015年度道府県平均32.3% ※速報値）
- 地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の道府県内就職の割合を平均で80%まで高める（2014年度道府県平均66.5%）
- 地域企業等との共同研究件数を7,800件まで高める（2014年度6,142件）
- 各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する
- 大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%まで高める（2014年度44.6%）
- 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

◎ (2)-(エ)-① 知の拠点としての地方大学強化プラン

2013年には5,762件であった大学等と地域の企業等との共同研究は2014年には、6,142件と増加している。

具体的な取組として、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」(平成27年度～)の実施により、複数の大学が、地域活性化を担う地方公共団体のみならず、地域の企業やNPO、民間団体等と協働し、それぞれの強みを生かして雇用創出や学卒者の地元定着率向上を図る取組を推進する。

さらに国立大学法人の第3期中期目標期間(平成28年度～平成33年度)において、国立大学法人運営費交付金に機能強化の方向性に応じた三つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援する。また、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進する。

引き続き、これらの取組を通じて、地域社会経済の活性化に大きく貢献する大学等の教育研究環境の充実を図る。

◎ (2)-(エ)-② 地元学生定着促進プラン

2014 年度平均 32.0%であった自道府県大学進学者の割合は、2015 年度は 32.3% (※速報値) と横ばいであり、2012 年度平均 71.9%であった新規学卒者の道府県内就職の割合は、2014 年度は 66.5%と低下している。

具体的な取組として、地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みを創設したところである。これらの仕組みについて、地方公共団体や学生に対しさらに周知し、積極的な活用を促す。

また、私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を措置することを通じ、大都市圏への学生集中を抑制する。なお、私立大学等経常費補助金及び国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過に関する基準の厳格化は、平成 28 年度から平成 30 年度までに段階的に実施する。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)については、全国 2,271 校(平成 27 年 4 月現在、前年度比 466 校増)の公立小・中学校に広がっており、更なる推進を図る。

地域と学校が連携・協働して教育活動や地域活性化を行う学校支援地域本部においては、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用した取組が全国 9,607 校(平成 27 年 8 月現在、前年度比 549 校増)の公立小・中学校で実施されている。これらの取組の充実を目指し、地域住民や地域・学校との連絡調整を行う地域コーディネーター(平成 27 年度約 11,400 人(前年度比 1,300 人増)及び未実施地域での取組を加速化する統括コーディネーターの配置を推進する。

また、地元就職に資するキャリア教育の推進や健全育成のための農山漁村等における体験活動を推進するとともに、地域に誇りを持つ教育を推進する。

◎ (2)-(エ)-③ 地域人材育成プラン

2013 年度 39.6%であった大学における地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率は、2014 年度は 44.6%と上昇している。

具体的な取組として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度（職業実践力育成プログラム（BP）認定制度）を平成 27 年度に創設したところであり、地域を担う社会人の学び直しを促進する。

さらに、地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の取組を推進する。さらに、地域の人材育成においては、職業教育は極めて重要であり、今後、関係府省庁において総合的に推進を図ることが必要である。こうしたことを踏まえ、専門高校等においては、職業能力等を高める質の高い教育を充実するとともに、卒業生が地元企業等の求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を進めることで、地元企業等の適切な評価につなげ、育成された人材の地域社会での認識向上を図る。

また、地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について、平成 31 年度の開学に向け、具体的な制度設計について中央教育審議会が平成 28 年年央までに結論をまとめ、平成 28 年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

併せて、大学・高等学校等における地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成や外国人留学生の受入れを推進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学生交流を促進する。特に、平成 27 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成を一層促進する。また、地域の大学等が地方公共団体等と協力して行う外国人留学生の住環境の整備や就職支援等に関する先行的取組を支援する。さらに、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。

また、国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア⁽³⁶⁾）の普及拡大を図り、2020 年までに国際バカロレア認定校等を 200 校以上に増やす（2014 年の 74 校から 2015 年 11 月現在で 88 校に増加）。

⁽³⁶⁾ 国際バカロレアは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラム。このうち、高校生相当のディプロマ・プログラムでは、最終試験に合格すると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

【施策の概要】

地域によって出生率は大きく異なっており⁽³⁷⁾、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」「所得」さらには「地域・家族の支援力」にも地域差がある。これまでの少子化対策は、国全体での対策が中心であり、より効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も併せて展開することが求められる。

そのため、国では、2015年10月に「地域少子化・働き方指標（第1版）」を公表したところである。今後、指標の充実や地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する。また、各地域に地方公共団体や労使団体等の地域の関係者からなる会議を設置し、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省庁一体となって推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上（2010年38%）
- 男性の育児休業取得率を13%に向上（2014年2.30%）
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減（2014年8.5%）

【主な施策】

- ◎ (3)-(ア)-① 地域指標の公表と充実、少子化対策の先駆的・優良な取組の横展開、地域の実情に即した「働き方改革」の推進

「地域アプローチ」の観点から、地域における出生率に関する状況やこれに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」等に関する実態を地域別に分析した「地域少子化・働き方指標（第1版）」を作成・公表したところであるが、これは、各地方公共団体の少子化に関する状況が他と比較してどのような状況にあるかを知る指標であり、有効な対策を検討する手がかりとして活用できるものである。今後、指標の充実を図るとともに、地域における先駆的・優良な取組の情報を収集し、そうした取組の横展開を支援する。

少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るためには、地域の実情に即した「働き方改革」の取組が重要であることから、各地域に地方公共団体や労使団体、金融機関等の地域の関係者からなる「地域働き方改革会議（仮称）」を設置し、地域の実情に即した「働き方改革」を

⁽³⁷⁾ 平成20年～平成24年の市町村（特別区を含む。）別の出生率では、1.80以上が120団体、うち2.00以上が27団体ある一方で、1.00未満が12団体となっている。（厚生労働省「平成20年～平成24年人口動態保健所・市区町村別統計」による公表値（小数点以下2桁まで）により集計したもの。）

推進していく取組を、関係府省一体となって推進する。このため、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム（仮称）」を立ち上げ、各地域に対して情報提供をはじめとした支援を行う。これにより、地方公共団体のリーダーシップのもと、地域ぐるみで、各種指標等の分析を通じた地域課題の抽出や目標の設定、若者の処遇改善や魅力ある職場づくりも含めた働き方改革の検討を進め、その内容を「地方版総合戦略」の改訂に反映していく取組を推進していく。

（イ）若い世代の経済的安定

【施策の概要】

独身男女の約9割は結婚意思を持ち、希望子ども数も2人以上である一方、未婚率は上昇し、夫婦の子ども数は長期的に減少傾向にあるなど、結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなっていない現状にある。結婚を実現できない背景には、雇用の不安定さや所得が低い状況があると指摘されている。

これまでの若者雇用施策は、雇用情勢の悪い地域での雇用失業対策が中心となってきた。今後は、人口減少や人口流出等に伴う地域課題の解決という視点が求められる。また、若い世代が希望通り結婚し、子どもが持てるような年収水準（例えば独身で300万円、夫婦で500万円程度が必要との指摘もある。）を確保する安定的雇用が必要である。

【主な重要業績評価指標】

- 若者（20～34歳）の就業率を79%に向上（2014年76.1%）
- 若い世代の正規雇用労働者等（自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。）の割合について、全ての世代と同水準を目指す（2014年15～34歳の割合92.7%、全ての世代の割合93.7%）
- フリーター数を124万人に減少（2014年179万人）

【主な施策】

◎ (3)-(イ)-① 若者・非正規雇用対策の推進

若者や非正規雇用労働者の雇用情勢に関する指標については、前年と比べ数値が改善しており、目標達成に向けた傾向を示している。

若者・非正規雇用対策については、これまで、「正社員実現加速プロジェクト」（ハローワークによる正社員就職の実現、正社員実現に取り組む事業主への支援）の強力な推進により正社員化を促進しており、特に、ハローワーク（「新卒応援ハローワーク」等）においては、地方公共団体や学校とも積極的に連携し、個々の様々なニーズに対応した、担当者制による、継続的できめ細やかな相談支援を行う取組などを行っているところである。

これらに加え、今後の取組として、第189回通常国会で成立した若者

雇用促進法の円滑な施行に取り組むとともに、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」（2016年1月策定予定）に基づく正社員転換・待遇改善に向けた取組を行っていく。

◎ (3)-(イ)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づく「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を、国と地方公共団体が連携し、総合的に推進する。

(ウ) 出産・子育て支援

【施策の概要】

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、産科医の地域偏在が見込まれる中、地域における周産期医療体制の確保を図ることが重要である。加えて、理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

そのため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、「子育て世代包括支援センター」の設置を全国展開に向けて推進する。また、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、平成27年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」について、財源を確保しつつ、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図る。また、住民のニーズに基づき、全ての子育て家庭への子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備を図る。さらに、産科医数の地域ごとの検証や産科医の地域偏在の是正に関する取組を進めるとともに、女性医師が勤務を継続できる体制を整備する。また、産科診療所勤務の医師が高齢化により離職するといった状況を見据え、周産期医療提供体制の確保を図る。

また、子どもの小学校就学後に辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100%

■2017年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数 2015年4月23日、167人）

- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを旨とする
- 三世帯同居・近居の希望に対する実現比率を向上する
- 理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる（2010年60.4%）

【主な施策】

◎ (3)-(ウ)-① 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保）

現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、様々な機関によって「縦割り」で行われており、連携がとれていない。このため、子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果、支援が必要と判断された場合には、支援プランの策定等を実施する。

具体的には、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を図るとともに、保健師などの専門職等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援の実施を図る。「子育て世代包括支援センター」を平成27年度中に150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。併せて支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインを策定し、要支援者の判定基準や支援プランの標準化を図る。

また、小児医療や周産期医療の確保、地域における助産師の活用に関しては、地域医療介護総合確保基金等を通じて支援する。周産期医療の提供体制の確保については、産科医の育成・増加策や、産科医の地域偏在の是正に関する施策、地域の産科病院の基幹化、妊婦健診施設と分娩施設間の連携強化、中核病院や大学病院等から産科医不足地域への産科医派遣の支援などの対応を進めていく。助産師については、助産師の就業場所の偏在を是正する施策や正常妊娠・正常分娩における助産師の活用を推進する。

加えて、院内保育、夜間保育、病児保育、復職支援等の充実等により女性医師が継続的に就労できる勤務環境を確保していく。

これらの取組によって、2020年までに、支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合が100%となるようにする。

◎ (3)-(ウ)-② 子ども・子育て支援の更なる充実

1 夫婦当たりの理想の子ども数は 2.42 人であるのに対し、平均出生子ども数は 1.96 人とどまっている。理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子どもが多い傾向がある。こうした中で、子育て支援に係る負担軽減をはじめとして、量的拡充と質的改善を進めていくことが課題である。

そのため、子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対して共通の財政支援の仕組みを導入することを進めるとともに、内閣府に子ども・子育て本部を設置して従来の縦割りを排除する。また、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。加えて、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」の支援を進めていく。

こうした取組により、2017 年度末までに待機児童を解消（2015 年 4 月 23,167 人）し、2020 年までに「三世代同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。

また、昨年 7 月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1 万か所以上での実施を目指す。

(エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

【施策の概要】

「働き方」における我が国の現状をみると、子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低い。子育て世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっている。こうした長時間労働、転勤などの働き方や育児休業等の低取得率、男女の固定的な役割分担意識の存在等が、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益な取扱いなど様々な女性に対するハラスメントの問題や女性の育児負担をより大きくさせている。こうしたことから、大都市か地方かにかかわらず、依然として女性は仕事か子育てかの二者択一を迫られている。また、子育て世代の女性が働きながら安心して、妊娠、出産、育児に取り組むためには、将来のキャリアパスが見通せることが必要である。さらに、高齢化が進む中において、仕事と介護の両立が男女を問わず課題となるが、子育ての時期に、育児負担のみならず、親の介護の時

期と重なり二重の負担が発生する場合もある。加えて、長時間労働については、労働者の健康確保上の問題や、子育てや介護などの仕事と生活の調和への影響、労働生産性の低下といった問題が指摘されており、2014年11月に過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）が施行され、2015年7月に過労死等の防止のための対策に関する大綱が閣議決定されるなど、長時間労働削減対策の強化が喫緊の課題となっている。また、我が国においては、長時間労働とともに、時間当たりの労働生産性が低いという課題もある。

このように「働き方改革」にかかる課題が依然として山積する中で、地域の実情に即した「働き方改革」の取組は、少子化対策における「地域アプローチ」の推進を図るための重要な取組であるとともに、生産性の向上や質の高い労働者の確保など、企業にもメリットがあるものであり、さらに、良好な雇用機会の創出、雇用の安定、地域経済の活性化など、地域社会に様々なメリットをもたらすものである。

このため、地域の関係者による地域ぐるみでの、地域の実情に即した「働き方改革」の取組を行うことなどにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、多様な働き方や転勤の見直しを含む仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要である。

この「働き方改革」の取組は、少子化に伴い若者が減少している中で、働き方に制約がある場合が多い女性や高齢者など、多様な労働者が多様な働き方で活躍できる社会を実現していくという観点からも重要である。

【主な重要業績評価指標】

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上（2010年38%）
- 男性の育児休業取得率を13%に向上（2014年2.30%）
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減（2014年8.5%）
- 年次有給休暇取得率を70%に向上（2014年47.6%）

【主な施策】

◎ (3)-(エ)-① ワーク・ライフ・バランスの推進

労働者が仕事と子育てや介護との両立を図ることができるよう、育児・介護休業法を改正し、非正規雇用労働者の育児休業の取得要件や介護休業の分割取得等の見直しを行うことを検討する。

また、育児休業の取得促進を図るため、中小企業事業主に対する支援の拡充や男性の育児休業取得の促進等を図る。各企業のワーク・ライフ・バランスの「見える化」を進め、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が選ばれる環境づくりを推進するなど、仕事と子育て・介護等が両立できる環境の整備に取り組み、従業員の子ども数が多い企業に対する

支援など地域における先駆的・優良な取組の横展開を支援する。

◎ (3)-(エ)-② 長時間労働の見直し

年次有給休暇の取得促進策等の働き過ぎ防止のための取組を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案（平成 27 年 4 月 3 日第 189 回通常国会提出）の早期成立を図る。

さらに、「長時間労働削減推進本部」（本部長：厚生労働大臣）による長時間労働削減のための取組を更に推進することに加え、各都道府県労働局に設けられた「働き方改革推進本部」による各都道府県の実情に即した長時間労働抑制、年次有給休暇の取得促進等の取組を推進している。

具体的には、「所定外労働時間の削減」及び「年次有給休暇の取得促進」等を推進するため、日本各地のリーディングカンパニーのトップに働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を幅広く普及させるために、ポータルサイトを活用した情報発信を行い、また、働き方・休み方改善コンサルタントによる各企業に対する支援等を展開していく。

年次有給休暇については、完全取得を目指し、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を行うとともに、地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施し、さらに、「プラスワン休暇キャンペーン（三連休以上が集中する秋を中心に、有給休暇を組み合わせ、4 日以上の連休を実施する）」の提唱等も行う。

こうした取組を通じて、長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等の働き方改革に向けた総合的な対策を進める。

◎ (3)-(エ)-③ 時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進

欧米では、勤務地や職務を限定した雇用が普及しており、本人の意に反する転勤が行われにくいとの指摘もあり、そうしたことを参考としつつ、勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の制度の導入・普及に必要な導入支援や転勤の実態調査を進めていき、企業の経営判断にも配慮しつつ、平成 29 年 3 月末までに、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント（仮称）」の策定を目指す。また、フレックスタイム制やテレワーク、サテライト・オフィスの活用促進など、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進に取り組む。

◎ (3)-(エ)-④ 地域における女性の活躍推進

25～44歳の女性の就業率は69.5%（2013年）から70.8%（2014年）、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合は7.5%（2013年）から8.3%（2014年）、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は6.8%（2013年）から7.7%（2015年）に上昇した。

これまで、地域女性活躍推進交付金等を通じて、地域の経済団体、金融機関その他の様々な団体による連携体制の構築やワンストップ支援体制の整備（例：就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等、必要な人に分野横断的な情報を提供するワンストップ相談窓口の設置）等、地域ぐるみで女性の活躍を推進する地方公共団体の取組を支援している。また、マザーズハローワーク等における職業相談・職業紹介等を通じて、女性の再就職支援を行うとともに、女性等を対象とした低利融資制度や「創業スクール」における女性起業家コースの実施等を通じて、女性による起業を支援している。さらに、企業に対する表彰制度等を活用し、女性の活躍推進に取り組む企業にインセンティブを付与するとともに、「女性の活躍『見える化』サイト」等を通じて、企業における女性の活躍状況の「見える化」等を推進している。

今後、これまでの取組に加え、女性活躍推進法に基づき、企業の女性活躍推進に係る取組の「見える化」や、地方公共団体による推進計画の策定や協議会の設置等を促進し、地域における女性活躍のための取組を推進する。また、「女性活躍加速のための重点方針」に基づき、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、公共調達において、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組の導入による受注機会の増大を図ること等に取り組み、女性活躍のための環境整備等を推進する。さらに、学びを通じた様々な分野における女性の社会参画を推進する。

◎ (3)-(エ)-⑤ 地域の実情に即した「働き方改革」の実現

ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直し、多様な働き方の推進、地域における女性の活躍推進、若者・非正規雇用対策の推進等の「働き方改革」については、地域の実情に即した取組が重要である。このため、これらの課題について「地域働き方改革会議（仮称）」において重点的に検討を進め、これに対して、「地域働き方改革支援チーム（仮称）」による支援を行い、地域ぐるみで改革に取り組むことを推進する（(3)-(ア)-①参照）。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) まちづくり・地域連携

A まちづくりにおける地域連携の推進

【施策の概要】

地方では、人口の流出が続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が問題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携を推進することが課題となっている。

このため、人口 20 万人以上の市を中心として、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上の機能を備えた「連携中枢都市圏」を新たに形成し、人口減少社会においても一定の人口を確保し、活力ある社会経済の維持に取り組んでいく。

連携中枢都市圏の推進に当たっては、人口や行政サービス、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や都市構造の面も重視した連携を構築する。

なお、新たな都市圏の形成は、地方の自主性に基づくものであることを尊重する。

また、人口 5 万人程度以上の市を中心として、平成 21 年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏については、その果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。

【主な重要業績評価指標】

■連携中枢都市圏の形成数：30 圏域を目指す（2015 年 10 月時点 4 圏域）

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140 圏域を目指す（2015 年 10 月時点 95 圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-A-① 「連携中枢都市圏」の形成

連携中枢都市圏の都市圏条件は以下のとおりとする。

- ①地方圏において、昼夜間人口比率おおむね 1 以上の指定都市・中核市と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏（ただし、①の都市圏を原則除く都市圏であって、隣接する 2 つの市（各市が昼夜間人口比率 1 以上かつ人口 10 万人程度以上の市）の人口の合計が 20 万人を超え、かつ、双方が概ね 1 時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれ

る場合においてこれを含むものとする。)

「連携中枢都市圏」における連携手法としては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。

2015 年 10 月 1 日現在、4 圏域において「連携中枢都市圏」が形成されている。

意欲のある市町村が積極的に連携中枢都市圏を形成することができるよう、事業実施にかかる新たな地方財政措置を創設した。さらに、モデル事業、各地域の先進的な地域連携に関する取組事例の情報提供、「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、内発的な自立発展の推進調査、補助事業採択における配慮等の支援を通じ、活力ある経済・生活圏の形成に向けた検討を後押しする。

こうした取組により、2020 年度には連携中枢都市圏の形成数を 30 圏域とすることを旨とするとともに、市町村自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定することとする。

◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2015 年 10 月現在、95 圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。また、定住自立圏の先行実施圏域（21 圏域）では、取組前後⁽³⁸⁾の圏域人口を比較すると、社会増となったのが 2 圏域、社会減が緩和したのが 17 圏域となっており、この取組の効果が見られる。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、人口の観点を含めこれまでの定住自立圏の取組成果について再検証を行い、その結果を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。

これらを通じ、2020 年度には定住自立圏の協定締結等圏域数を 140 圏域とすることを旨とするとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定することとする。

⁽³⁸⁾ 取組前の期間：平成 17 年 10 月～平成 21 年 9 月、取組後の期間：平成 21 年 10 月～平成 25 年 9 月

B 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、住民等の協力を得つつ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を行うことにより、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、アクセス改善やまちの回遊性向上による生活利便性の維持・向上及び地域経済の活性化、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を関係施策間で連携しながら推進していく。また、人口密度が高まることで生産性が上昇する、いわゆる「密度の経済」を実現するとともに地域の「稼ぐ力」の向上に関係する施策とも十分に連携する。

【主な重要業績評価指標】

- 立地適正化計画を作成する市町村数：150 市町村
- 立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設に対して、都市機能誘導区域内に立地する施設数の割合が増加している市町村数 100 市町村
- 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数 100 市町村
- 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口の割合
 - (三大都市圏) 90.8% (2014年度 90.5%)
 - (地方中枢都市圏) 81.7% (2014年度 78.7%)
 - (地方都市圏) 41.6% (2014年度 38.6%)
- 地域公共交通網形成計画策定総数：100 件 (2015年11月末時点 60 件)

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-B-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成は、

- ・医療・福祉・商業等の生活サービス施設の維持やこれらの施設へのアクセス向上等による、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に生活できる都市環境の形成
- ・サービス産業の生産性向上等による地域経済の活性化
- ・公共施設の維持管理の合理化や行政サービスの効率化等による行政コストの削減

等の具体的な行政目的の実現に向けた有効な政策手段として、中長期的な視野をもって継続的に取り組まれることが肝要である。

こうした基本的考え方の中で、都市再生特別措置法における立地適正化計画制度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）における地域公共交通網形成計画制度について、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）における中心市街地活性化基本計画制度の取組と連携しつつ周知・普及を図り、コンパクトシティの形成を積極的に推進する。

また、こうした取組に当たっては、都市全体の観点から、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要があることから、市町村の取組が一層円滑に進められるよう、省庁横断的に支援する「コンパクトシティ形成支援チーム」（事務局：国土交通省）を2015年3月に設置した。

支援チームにおける具体的な取組として、地方公共団体向けの説明会やブロック別相談会の開催等を通じて、市町村からの相談への対応や課題・ニーズの吸い上げをワンストップで行い、寄せられた課題等を関係省庁で共有し、必要な支援施策について検討を進めている。また、一部の政策分野については関係省庁及び関係地方公共団体で構成するワーキンググループ（連携WG）を立ち上げ、市町村の要望等の内容を掘り下げて支援施策の検討を行っている。2015年9月にはこれらの検討状況や今後の取組内容について「コンパクトシティの形成に向けた今後の取組について」としてとりまとめ、関係省庁の支援措置を一覧できる支援施策集を市町村に情報提供するなど、可能なものから順次実施している。

今後は、市町村の計画作成に向けた検討の進捗状況やさらなる意見・要望等も踏まえて、関係施策と連携した支援施策の充実に向けた検討をさらに進めていくほか、コンパクトシティの形成を通じた生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政コストの削減等の効果を発現させるため、以下の取組を進める。

1. 目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティ化の効果の発揮が期待され、他の参考となる市町村の取組を取り上げ、関係省庁が連携して支援し、モデルケース化する。これらの先行事例における取組内容やノウハウの収集・蓄積、情報提供等を進めることにより横展開につなげ、コンパクトシティの取組の裾野を拡大する。
2. 市町村の立地適正化計画の実施を促し、居住誘導区域内での人口の占める割合が増加している市町村数等により、施策効果の発現状況を確認していく。また、コンパクトシティ形成による経済財政面

や健康面などの効果を市町村自らがモニターできるよう、指標を開発・提供し、市町村による成果の見える化を促す。

C ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成

【施策の概要】

地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図るには、一定の地域に人と企業が集積することによる「密度の経済」を実現することが有益である。このため、ひとの流れと活気を生み出す「まちのヘソ」とも言うべき地域空間を形成する。その際には、多様なサービス産業の可能性や新たな需要の創出、さらには地域への愛着や誇りを醸成する観点に着目し、人の集う「まちの賑わい」づくりを進める。

【主な重要業績評価指標】

■魅力があり波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数：60件（平成27年12月時点：8件）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-C-① 「まちの賑わい」づくりに資する包括的政策パッケージの策定

中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。

また、「密度の経済」を「稼ぐ力」の向上につなげていくためには、外国人観光客のインバウンド需要の取込みや高齢者等の健康長寿サービス需要への対応、若年者・創業者のチャレンジによる新たな需要への対応などの視点から、まちづくり会社等の新しい公共を担う民間主体の経営の安定などの、ソフト施策と、コンパクトシティの形成などのハード施策との連携を図ることが不可欠である。このため、効果的な既存の制度・支援措置に加え、今後予定する制度改正や財政支援措置を盛り込んだ包括的政策パッケージを関係府省庁が一体となって2015年度中に取りまとめる。具体的には、有効な既存ストックを残しつつ散在する低未利用地を集約して有効活用する手法の創設、まちづくり会社等の財源確保・資金調達手段の多様化など、ソフトとハードの両面からまちづくり活動を支援する事業の拡充等を盛り込む。併せて、ソフト施策とハード施策の連携等によりインバウンド需要の取込み等に向けたまちづくりに意欲的に取り組んでいる都市の事例を参考として紹介する。

包括的政策パッケージについては、その策定後、各地域に普及を図るとともに、2016年度以降も改訂を行っていく。

さらに、こうした「まちのヘソ」の形成や「まちの賑わい」づくりに取り組む地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて適切な KPI を設定し PDCA サイクルを確立できるよう、国は設定に当たり参考となる KPI の選択肢例を提示することとする。

D まちづくりにおける官民連携の推進

【施策の概要】

エリアの特徴をいかした都市戦略の実現に対し、企画・策定の段階から、地域経済界や市民団体、金融機関等必要な投融資を行う主体など、地域に関わる産官学金労言の幅広い合意と協力を得る。その上で、戦略的なまちづくりによる需要密度の向上と、それに連動した各事業者の成長戦略を効果的に連携させながら実現し、サービス産業等の生産性向上と活性化を図る。

なお、KPI の設定や施策の効果検証手法については、上記取組の裾野の拡大を見た上で、実態に即した手法を検討し提示するものとする。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-D-① 広域的な官民連携の推進

(1)-(ア)-E-②の「官民にまたがる新たな戦略実施主体の確立等」と連動し、国内外における取組事例⁽³⁹⁾も参考にしながら、広域的経済圏において、地域の成長を目的として、成長戦略の策定からプロジェクト実施まで一貫して行うための官民連携の推進体制を構築する。具体的なプロジェクトの実施における官民連携、ハード施策とソフト施策の連携、取組主体等の在り方について、意欲的な事例を情報提供するとともに、我が国における官民連携型のエリア開発・マネジメントの取組や諸外国の BID⁽⁴⁰⁾のような取組も参考にしながら、引き続き検討し、地域の実情に即した取組を進める。

また、都市経済に関するシミュレーションモデルを活用した検証、人口密度と経済指標の相関の調査、都市のコンパクト度等を示す新たな分析・評価手法の検証を行い、ハード施策とソフト施策の連携したまちづくりを進める地方公共団体における適切な KPI の設定と PDCA サイクルの確立につなげる。

⁽³⁹⁾ 国内の取組の例として、福岡都市圏において成長戦略の策定から推進までを一貫して担う産官学民の連携組織（福岡地域戦略推進協議会）が平成 23 年 4 月に設立された。当該協議会は、福岡県、福岡市など複数の地方公共団体、経済団体、域内外の企業、金融機関、大学等から構成される。

⁽⁴⁰⁾ Business Improvement District の略。米国・英国等における制度で、主に商業地域において地域内の資産所有者・事業者が、地域の発展を目指して必要な事業を行うための組織と資金調達等について定めたもの。

E 人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

【施策の概要】

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、国民の安全・安心を確保しつつ、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させることが必要であり、そのため、戦略的な維持管理・更新に取り組むことが必要である。また、公共施設等の維持管理等について民間のノウハウが十分活用されていない。公共施設等の維持管理・更新の課題に対し、循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要となっている。とりわけ、国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共施設等の集約化・活用を進め、民間の技術開発や地域の民間事業者の創意工夫を活用した PPP/PFI 等により効率化を図る。

さらに、世帯数の減少に伴い空き家が増加してきており、また、中古住宅の流通やリフォームは十分ではないため、良質な既存住宅ストックを市場に流通させ空き家増加を抑制する取組が必要である。良質な中古住宅を安心して売買できるよう、適切な住宅選択と住宅資産の市場流通を支援し、住み替えの自由度を上げ、地方への移住を円滑化することが重要である。

【主な重要業績評価指標】

■公的不動産（PRE）⁽⁴¹⁾の有効活用など民間提案を生かした PPP の事業規模：2022 年までに 2 兆円を目指す

■中古住宅流通・リフォーム市場の規模：20 兆円（2013 年 11 兆円）

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-E-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。しかし、地方公共団体において、所有する公共施設・公的不動産（PRE）の有効活用に係る体制整備が不十分といった課題がある。

そのため、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（2013 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、公共施設等運営権方式（コンセッション）を活用した事業に取り組むほか、公的不動産の有効活用など民間提案を生かした事業について、財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するなど、積極的に取り組む。また、PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築、地域の産官学金が連携して具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし、事業モデルの具体

⁽⁴¹⁾ Public Real Estate の略。PRE が我が国の全不動産に占める割合は約 1/4 と非常に大きく、コンパクトシティの推進等のまちづくりにおいて、PRE を有効に活用することが重要となっている。

化・提示、案件形成に対する支援等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。さらに、公的不動産に係る証券化手法等の活用についての地方公共団体向けの手引書の作成・普及や関連モデル事業を実施していく。

金融面からの取組としては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進する。これらの取組により、2022 年までに公的不動産の有効活用など民間提案を生かした PPP の事業規模を 2 兆円とすることを目指していく。

また、地方では賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加し、老朽化や危険性の観点から除却が求められる空き家も存在している。一方で、我が国では中古住宅の流通が欧米に比して非常に低水準にあり、物理的な住宅ストックがあるにもかかわらず、まちづくりでの活用や住み替えの受け皿になっていないという指摘もある。

このような状況を踏まえ、2015 年 5 月に全面施行した空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき空家対策を推進するとともに、空き家の利活用や、空き家物件に関する円滑な流通・マッチングを促進する。

加えて、不動産取引の信頼性・安全性の向上、中古住宅の品質の向上・可視化、次期通常国会を目途にした取引時におけるインスペクションの活用等を促進するための宅地建物取引業法改正、リバースモーゲージ⁽⁴²⁾を含む高齢者の持ち家資産の活用など、中古住宅流通を促進する市場整備を進める。

これらの取組により、2020 年までに中古住宅流通・リフォーム市場の規模を 20 兆円（2013 年 11 兆円）とする。

さらに、既存施設の活用等による地域活性化のための事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）について、必要に応じ、地方公共団体・金融機関・支援団体等と連携して推進する。

◎ (4)-(ア)-E-② インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

必要なインフラの機能を維持しつつ、トータルコストの縮減・平準化等を図るため、メンテナンスサイクルの構築や長寿命化計画の策定促進等、戦略的な維持管理・更新等を推進する。

⁽⁴²⁾ 自宅を担保とした金融商品の一つ。自宅を保有するが現金が少ないという高齢者世帯が自宅を手放さずに資金調達を行うための手段とされている。公的なものと民間のもの、年金方式と一括方式のものがある。

(イ)「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000箇所を目指す

■住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体を目指す

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。

そのため、市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組の推進、地方公共団体への説明会の開催等による普及等を行ってきた。今後、各府省のモデル事業等による「小さな拠点」の形成支援をはじめ、関係府省庁による連携した支援の維持・強化を図るとともに、「小さな拠点」

の形成（集落生活圏の維持）に取り組む上で参考となる手引書の活用を促進する。また、地域の取組の実践に向けて参考となる事例紹介等を行うフォーラムの開催や、先駆的な取組を行う地方公共団体との連携を進め、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）の取組を促進する。

◎ (4)-(イ)-② 地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立

「小さな拠点」の形成などにより持続可能な地域をつくるため、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体の話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、生活サービスの提供や域外からの収入確保などの地域課題の解決に向けた事業等について、多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成することが重要である。

地域運営組織の立ち上げや運営に当たっては、そのためのノウハウの欠如、地域内外からの人材の確保・活用、組織の運営や活動に必要な資金の確保、多様かつ持続的な活動に必要な法人格の取得等の課題があることから、先発事例の体系的な整理・提供、各府省の事業、外部人材の導入（「地域おこし協力隊」や人材還流事業等を活用）等を有効に活用し、取組体制の構築から事業の着手を支援するとともに、地域運営組織の持続的な運営に関する調査研究や環境整備を進める。

◎ (4)-(イ)-③ 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進する。

そのため、地域再生法を改正（本年8月施行）し、福祉・利便施設を拠点地域に集約・確保する等の「小さな拠点」の形成に取り組む市町村が作成する「地域再生土地利用計画」の制度を創設し、これらの施設の立地誘導を図るための届出・勧告制度や、誘導施設の整備に対する農地転用許可、開発許可等の特例措置を設けるとともに、地域再生戦略交付金の活用等を措置している。これらを受け、地域再生計画の認定が開始されるなど取組が進められている。

今後、「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制上の特例措置を講ずることや先発事例の整理・情報提供等により、地域再生計画を活用した「小さな拠点」の形成に資する取組の一層の普及・推進を図るとともに、関係府省による連携を進め、地域の状況に応じ、以下のような施策を進める。

- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。
- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランティアチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等において自動走行などの近未来技術等を推進する。

◎ (4)-(イ)-④ 地域における仕事・収入の確保

コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促す。その際、地域資源を活用しながら複数の事業を組み合わせる取組と横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する。

具体的には、地域の特性を生かした農林水産物の生産や6次産業化による高付加価値化、観光資源や「道の駅」等を活用した都市との交流産業化、再生可能エネルギーの導入等多機能型の事業の振興、創業、継業とともに、そのために必要な人材の地方への還流や外部人材の確保・活用を推進する。

◎ (4)-(イ)-⑤ 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

学校規模について課題を認識している市区町村のうち、既に46%が検討に着手しているが、今後の検討に資するため、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成27年1月に策定した。また、休校した学校を再開する場合の相談窓口の一本化を図るため、平成27年3月に文部科学省に休校再開支援窓口を設置した。

今後も、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、優れた先行事例の創出・普及など、活力ある学校づくりに向けた市町村の主体的な検討や具体的な取組に対するきめ細やかな支援の拡充を図る。

(ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

【施策の概要】

大都市圏の高齢化が今後急速に進展し、とりわけ、東京の近郊の高齢者数の増大が顕著となると見込まれている。こうした大都市圏では、急速な高齢化や単身化の進展に伴い、医療・介護サービスへのニーズが拡大しており、これらへの総合的な対応が課題とされる。在宅医療を含めた医療介護提供体制の整備により、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、公共交通機関等のバリアフリー化により、大都市圏においても高齢者が生きがいを持ちつつ地域の中で豊かに暮らせる環境を整えることが求められている。公的賃貸住宅団地においては、集約化・建替え等と併せて行う高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を促進し、高齢者等の多様な世代が生き生きと生活し活動できる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進する必要がある。

また、東京圏の低出生率には、労働時間の問題など若い世代の働き方が大きく影響していると考えられ、日本を代表する企業が多く集積している東京圏をはじめ、大都市圏において、「地域アプローチ」が特に重要である。そして、東京圏の企業においては、長期的かつ社会経済全体の視点から、ワーク・ライフ・バランスや子育てしやすい職場環境づくりに取り組むことが求められる。

【主な重要業績評価指標】

- 大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画の策定・実施
- 独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）の団地の福祉拠点化（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成）
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合：25%（2013年度19%）

【主な施策】

◎ (4)-(ウ)-① 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題への対応

今後、大都市圏では高齢化の進展に伴い、医療・介護需要が急速に拡大する。大都市圏には、交通網の発達によって、患者・住民の移動可能な範囲が広いこと、患者・住民が狭い範囲に集住していること等の特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためにはこれらの特徴を踏まえた検討が必要である。

そのため、2015年度以降、都道府県において医療需要の将来推計を含めた地域医療構想を策定する。その際、東京圏の医療需要の将来推計については都・県域を超えた患者の大幅な移動があるため、国と関係地方公共団体が密接に連携し、患者の流出入等の分析方法について検討して

推計に反映させる。その上で、2018年度からの地域医療構想を含む医療計画及び介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を進め、2020年度には、同時策定された計画の下で施策を推進する。

また、東京圏における地域医療介護提供体制の整備と高齢者の住まいの整備の取組を一体的に推進することが必要であり、一都三県と国が連携し、広域的な観点から地域体制整備に取り組むことが重要である。このため、介護・看護人材の確保・定着に向けた取組など、高齢者を中心とする医療介護提供体制の整備と、空き家の活用や公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化、いわゆるニュータウンの再生や住み替え支援（リバース・モーゲージ、中古住宅・リフォーム市場の活性化等）の一体的な推進について、一都三県と国が連携して取り組んでいく。また、東京在住者のうち、50歳代男性の半数以上、また50歳代女性及び60歳代男女の約3割が地方移住を予定又は検討したいとの意向を持っている。こうした希望の実現を図り、高齢者の地方移住の選択肢を支援していく。

◎ (4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている。

これらの課題に対応するため、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進する。特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の再編を進めていく。

これらの取組を通じ、高齢者や子育て世帯等の多様な世代が生き生きと生活し活動できるよう「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進し、2020年までにUR団地（100団地程度）を医療福祉拠点化するとともに、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合を25%（2013年度19%）とすることを目指す。

◎ (4)-(ウ)-③ 東京圏をはじめとした大都市圏の少子化問題への対応

平均初婚年齢や第1子出産年齢が全国でも際立って高く、特に第3子以降の出生数が全国と比べて非常に少ない東京圏をはじめ、大都市圏においては、地域の実情に即した「働き方改革」など「地域アプローチ」の取組を進める。

また、東京圏の産科施設等における都県域を越えた搬送調整など、安

心して子どもを産み育てることができる環境の整備について、一都三県と国が連携して取り組んでいく。

(エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

【施策の概要】

地域の高齢化が進む中で、地震・豪雪・風水害などの様々な災害に対する地域コミュニティによる対応が課題となっている。地域コミュニティに貢献する消防団や自主防災組織等の充実強化や、災害対応・防災における ICT の利活用の推進により、住民が地域防災の担い手となる環境を整備する必要がある。

【主な重要業績評価指標】

■消防団の団員数の維持（2014年4月 864,347人：2015年4月時点（速報値）859,945人）

■全都道府県のLアラートの導入（2015年10月時点 33都道府県）

【主な施策】

◎ (4)-(エ)-① 消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

消防団について、団員数の増加している女性や大学生等の入団をさらに促進すること等により、団員を確保・増員するとともに、自主防災組織との連携を推進する。

消防団員の加入促進に当たっては、女性や若者の加入促進を図るためのモデル事業を実施している。

また、「G空間情報」（地理空間情報）の利活用やLアラート（災害等に関する情報を住民一人一人に迅速に伝達する共通基盤である災害情報共有システム）を早期に普及展開すること等により、住民一人一人がきめ細やかな災害情報を瞬時に把握することができる環境を確保する。

(オ) ふるさとづくりの推進

【施策の概要】

人口減少や超高齢化が進行する中で、全国で多くの「ふるさと」が、その存在そのものの危機に瀕しつつある。そこで、「ふるさと」の価値を再認識し、「ふるさと」を愛することの大切さを伝え、生まれた人は「ふるさと」にとどまり、都会に出た人は「ふるさと」に帰るきっかけとする。また、都会に生まれた人については、そこが新しい「ふるさと」となるよう、その場所に対する愛着、帰属意識を高める「ふるさとづくり」の取組を進めていく。こうした取組は、地域に住む住民が主体となった地方創生の推進に大きく寄与するものである。

【主な重要業績評価指標】

■ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加（2013年度3,291団体）

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-① 「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

ふるさとづくりの成功事例や地域における人材の育成方法、国の支援メニューなどを情報提供すること等により、ふるさとづくりを推進する組織やふるさとづくり活動の地域における核となる人材の育成を推進するとともに、それぞれの「ふるさと」の誇りの源泉となる固有の自然や歴史、文化等について、今一度、体系的に深く掘り下げ、再発見する活動を「ふるさと学」として整理し、地方公共団体やNPO等に情報提供しながら、小・中・高等学校における教育、公民館、図書館等における社会教育など様々な機会において学ぶ活動を推進する。

2015年には「ふるさとづくり推進ポータルサイト」を構築し、ふるさとづくり活動に資する情報の提供を開始したところであり、引き続き、それぞれの地域におけるふるさとづくり推進組織の活動を支援していく。

IV. 地方創生に向けた多様な支援-「地方創生版・三本の矢」-

1. 情報支援の矢

(1) 地域経済分析システム (RESAS) の開発、日本版 DMO への情報支援

地域経済に関する官民のビッグデータを、一つのシステムで分かりやすく「見える化」した「地域経済分析システム (RESAS)」を開発し、平成 27 年 4 月より提供を開始した。平成 27 年度より第 2 期開発を進めており、9 月及び 12 月には、農業マップや特許分布図、外国人観光客の動向や消費額に関するマップ、さらには、地方公共団体単位でのお金の流れを「見える化」した地域経済循環マップを追加するなど、さらなる機能やデータの充実を図っている。

地方公共団体に加えて、民間企業や住民・NPO 等が RESAS を活用して新たな提言やビジネスを創出できるよう、さらなる機能やデータの充実を図るとともに、利用者に応じた利便性の向上（ユーザーインターフェースの向上等）や、地方公共団体及び民間におけるデータ利活用の促進を図る。

また、日本版 DMO が KPI の達成状況を管理し、PDCA サイクルを回すことを容易にするため、全国の日本版 DMO が観光地域のマネジメント・マーケティング機能を果たす上で必要かつ効率的に利用できるシステム・ツール（地域全体での顧客管理システム、宿泊や観光コンテンツの予約システム、WEB マーケティングツール等）を研究・開発する。

(2) RESAS の普及促進

RESAS の普及促進するため、地方公共団体に対し RESAS の活用をサポートする取組として、全国の経済産業局と運輸局に専門人材を配置している。また、地方公共団体からの依頼に応じて、RESAS を活用した政策立案ワークショップや全国 10 地域でのセミナーを開催してきた。また、行政区域の枠を超えて職員同士が政策立案に関わる経験やノウハウの共有ができるよう、SNS サイトを構築した。さらに、地域の住民の間でも動きが広がっており、全国の高校や大学等の教育機関、地方公共団体や NPO 等からの要請に応じ、各地において出前講座やワークショップ等を 26 件実施したほか、RESAS を活用して全国から 900 件を超える政策アイデアが寄せられた。

RESAS の利用者は、地方公共団体職員のみならず、民間企業や住民・NPO、高校生や大学生等へと多様化しすそ野が広がっている。このような国民レベルでの RESAS に対するニーズの高まりに対応するべく、RESAS による分析手法について一定の知見と能力を有した専門人材を全国規模で育成する仕組みを構築する。また、高校・大学等における RESAS の教材開発も行う。

今後、RESAS の国民レベルでのさらなる普及促進を通じ、地方公共団体のみならず民間企業や住民・NPO による新たな政策提言やビジネスの創出等、住民を巻き込んだ

「産官学金労言」の総力を挙げた地方創生の取り組みを、市町村ごとに強みのある基盤産業を抽出することを可能とした「地域の産業・雇用創造チャート」とも緊密に連携し、情報面から引き続き支援していく。

2. 人的支援の矢

(1) 地方創生リーダーの育成・普及

各地方公共団体においては、今後、「地方版総合戦略」に基づき、より具体的な事業を本格的に推進する段階に入るが、地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組は、実際にこれを担う専門人材（高度な専門性を有する人材をはじめとした地方創生人材）の確保・育成・活躍によって実現する。

そこで、大学や民間事業者等からヒアリングを行って既に実施されている取組等について整理するとともに、有識者の意見等も踏まえ必要な課題抽出・方策検討を行い、これらを「地方創生人材プラン」としてまとめている。（平成27年12月）

同プランにおいては、地方創生を担える人材を育成するプログラムを実施している大学や民間事業者のネットワークづくりを支援し発信力の強化を図るとともに、インターネットなども活用し高度な人材が自己研鑽できる素材・コースを提供するなど広く人材の養成・研修の充実を図ること、特に「地方創生カレッジ（仮称）」を創設すること、また、地方創生の担い手として一定の資質を有すると認められる者（地方創生マイスター）への評価・顕彰などを含めキャリアパスの形成を図っていくことなどの方向性を示すものであり、今後、同プランを踏まえ、地方創生を担う人材の確保・育成を進め、その活用を支援していく。

(2) 地方創生コンシェルジュ

平成27年2月に、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを構築した。「地方版総合戦略」の策定を含め地方創生の取組を行う地方公共団体の相談窓口として、当該地域に愛着のある国の職員を選任している。また、同年3月には地方創生コンシェルジュ同士の横の連携、情報共有及び現場のニーズを把握するため、地方創生コンシェルジュと地方公共団体との各都道府県別の意見交換を行った。現在は都道府県知事、市町村長と地方創生コンシェルジュとの意見交換会を行っている。

相談方法としては、地方公共団体は、具体の担当府省庁が明確な場合は当該府省庁の地方創生コンシェルジュに相談し、必要な知見について各々の担当部局にアクセスすることができる。また、具体の担当府省庁が不明の場合は内閣府地方創生推進室の地方創生コンシェルジュに相談し、必要に応じ関係府省庁の担当にアクセスすることができる。

今後も地方公共団体との意見交換を通じ、地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

(3) 地方創生人材支援制度

平成 27 年度から地方創生人材支援制度を開始し、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣している。派遣された人材は、市町村長の補佐役として、それぞれの市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担っている。

派遣期間中には、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を年に 4 回程度開催し、派遣者同士の情報交換や地方創生担当政務との意見交換の場としている。

平成 28 年度の派遣に当たっては、市町村の要望に可能な限り応えることができるよう、市町村が応募できる期間をより長く確保した。また、民間人材について募集対象を拡大することとしている。

3. 財政支援の矢

(1) 地方創生の深化のための交付金

平成 28 年度当初予算において、地方創生の深化のため、統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う新型交付金を創設する。

新型交付金は、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、具体的な成果目標と PDCA サイクルの確立の下、官民協働、地域間連携、政策間連携等の促進、先駆的・優良事例の横展開を積極的に支援する。新型交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証については、関係府省庁の参画を得ながら内閣府において対応する。

地方創生の深化のため、新規に予算額で〇億円、事業費ベースで〇億円の新型交付金を創設する。安定的・継続的な制度・運用とするため、必要な法制を含め制度化を図る。

新型交付金によって、地方公共団体の自主性・主体性を尊重しつつ、官民協働、地域間連携、政策間連携等を行う先駆的な取組を支援する。新型交付金の交付対象となる事業に対しては、客観指標（KPI）を設定し、外部有識者の意見聴取等を伴う効果検証（PDCA サイクル）を徹底する。その際、外部への公表や国に対する検証結果報告などにより透明性を確保する。

支援対象となりうる分野例は、ローカルイノベーション、ローカルブランディング/DMO を核とした観光振興、サービス生産性の向上等、地方創生推進人材の育成・確保、生涯活躍のまち（日本版 CCRC）/移住促進、地域ぐるみの働き方改革、「小さな拠点」等によるコミュニティビジネスの活性化、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等である。

こうした分野例の提示に加え、26 年度補正予算で措置された地域活性化・地域住

民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の先駆的事業分や地域金融機関等の特徴的な取組事例、地域しごと創生会議で採り上げられた特徴的な取組事例等を地方公共団体に情報提供し、地方創生の取組を深化させる。

28年度の新型交付金の創設に先立ち、「希望を生み出す強い経済」を実現するため、また、「子育て支援」や「安心につながる社会保障」も含め「新・三本の矢」の取組に貢献するため、地方版総合戦略に位置付けられた事業のうち、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）にも資する先駆的な取組を支援するものとして、平成27年度補正予算で措置された「地方創生加速化交付金」を活用し、人的支援・情報支援と併せて、地方公共団体における地方創生の取組のレベルアップを加速化させていく。

（2）地方創生関連補助金等の見直し

地方創生関連補助金等についても、適切な KPI や PDCA サイクルの整備、手順のワンストップ化等による「縦割り」の弊害防止等の見直しを行う。

統一の方針にしたがい、行政事業レビューのプロセスと連携し、まち・ひと・しごと創生本部事務局が行政改革推進本部事務局と協働して、①「総合戦略」に掲げられた基本目標達成に向けた適切な KPI や PDCA サイクルの整備、②類似の目標や目的を掲げる事業の可能な限りのワンストップ化等を進めている。

これにより、15件の行政事業レビューシートにおいて、地方創生関連のアウトカム目標が改善されるなど適切な KPI 設定が行われた⁽⁴³⁾。そのうち2件については、実質的なアウトカム目標が設定されていなかったところ、今回の見直しにより定量的な KPI が設定され、PDCA サイクルが整えられた⁽⁴⁴⁾。引き続き、適切な KPI や PDCA サイクルの整備を進める。

また、ワンストップ化については、「小さな拠点」関連の総務省、農林水産省、国土交通省の事業について、平成27年3月より、内閣府地方創生推進室に「集落等の活性化に関する相談窓口（ワンストップ相談窓口）」を設置するとともに、事業の重複排除等に関する取組を関係府省と連携して行う体制を整えた。さらに、鳥獣害対策については、関係省庁の取組を一覧的に示すとともに、問い合わせ先省庁が分からない場合は農林水産省又は環境省が窓口となる体制とした。今後もこうしたワンストップ化に取り組み、ユーザーフレンドリーな政策体系を実現していく。(P)

さらに、行政改革推進会議「秋のレビュー」において、新型交付金との役割分担の

⁽⁴³⁾ 内閣府「沖縄振興交付金事業推進費」、厚生労働省「キャリア形成促進助成金」「労働条件の確保・改善に必要な経費」「研究調査経費（社会保障・人口問題基本調査）」「新卒者に対する就業支援」、文部科学省「独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金に必要な経費」、経済産業省「まちプロデュース活動支援事業委託費」、環境省「日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費」、国土交通省「歴史的風致活用国際観光支援事業」「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業」「旅館の経営改善・情報発信促進事業」「空き家管理等基盤強化推進事業」「国土形成計画等の基礎的・長期的検討」「海上運送対策に必要な経費」「環境・ストック活用推進事業」。

⁽⁴⁴⁾ 厚生労働省「キャリア形成促進助成金」、国土交通省「国土形成計画等の基礎的・長期的検討」。

明確化などを論点に、「地域少子化対策」「ローカル・イノベーション」「小さな拠点」「地域観光まちづくり」のテーマで、地方創生関連予算について議論が行われた。その結果、該当の事業については、新型交付金との関係の整理を含め、地方公共団体の立場に立った事業の整理・統合等の見直しをすべきなどの指摘がなされている。官民連携・地域間連携・政策間連携を通じた先駆的な地方の取組を支援するという新型交付金のコンセプトを踏まえ、具体的には次のような考え方を基本に、既存補助金と新型交付金との関係を整理する。

「地域少子化対策」に関しては、内閣府内で申請等窓口を共同化しつつ、結婚に関する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を地域少子化対策重点推進交付金で支援し、これらの支援対象以外の上記コンセプトに沿った取組を新型交付金で支援する。「ローカル・イノベーション」については、創業者や創業支援者への個別支援は既存の補助金で行い、複数自治体発意による広域的な支援等は新型交付金で行う。「小さな拠点」に関しては、単独自治体の個別拠点への支援を既存補助金で行い、複数の拠点を支援する中間支援組織や、中核となる拠点を中心とした複数自治体にまたがるサービス等を新型交付金で支援する。「地域観光まちづくり」に関しては、広域周遊ルートや単独自治体の取組はそれぞれの既存の補助金で支援し、複数自治体が観光圏認定を目指し日本版 DMO を形成する取組を新型交付金で支援する。

(3) 地方財政措置

地方創生については、まずは国と地方が適切に役割分担を行うことが必要である。その上で、少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なっているので、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策が講じられることが重要である。

このため、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を講じる。

◎まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成 27 年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を計上した。平成 28 年度についても、引き続き、地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」を計上する。(規模等については調整中) (P)

(4) 税制

個人や企業の行動インセンティブに影響する税制措置については、公平・中立・簡素の原則に基づき、また、地域によって税負担が異なるという一国二制度には陥らないように留意が必要である。その上で、志ある個人や企業の「民の力」を効果的に活用する観点から、「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の在り方の検討を進める。

地方創生等の推進において、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるよう、地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、地方税の応益原則を強化する観点等から、地方法人課税改革を進める。

◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方版総合戦略に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、こうした寄附を促進することにより地方公共団体の地方創生の取組を支援していく。

◎地方拠点強化税制の拡充

雇用促進税制の見直しに合わせ、本社機能の移転又は地方における拡充を行う事業者に対する税制上の支援措置についても、平成28年度から、所得拡大促進税制との併用を可能とすることで、企業の地方拠点強化をさらに推し進めていく。（再掲）

◎地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

◎雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長等

◎地域再生事業を行う株式会社に対する特例措置の延長等

4. 国家戦略特区制度、社会保障制度改革、地方分権、規制改革との連携

(1) 国家戦略特区制度等との連携

平成27年7月に成立した改正国家戦略特区法により、教育、医療、雇用、保育、外国人材の受入れ促進など、幅広い分野の規制改革事項を追加した。同8月には国家戦略特区の2次指定として3区域（仙北市、仙台市、愛知県）を追加、同12月には3次指定として〇区域（〇、〇）を決定した。

◎国家戦略特区の速やかな指定

第 18 回国家戦略特別区域諮問会議において決定した国家戦略特区の 3 次指定区域について、速やかに政令指定を行い、事業の具体化に向け、早急に区域会議を立ち上げる。

◎次期通常国会への国家戦略特区法改正案の提出

国家戦略特別区域諮問会議等において更なる規制改革事項の追加の検討を継続し、新たな特例措置等を定めた国家戦略特別区域法改正法案を、次期通常国会に提出する。

◎規制改革の一層の推進・実現

地方創生を規制改革により実現するため、全国規模での規制改革や、既に国家戦略特区と一体的に運用している構造改革特区の活用、現行制度の明確化などを一層推進するとともに、既存特区も含め、大胆な規制・制度改革を伴う事業について、円滑な実施に向け必要な支援を行う。

(2) 社会保障制度改革等との連携

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号。以下「社会保障改革プログラム法」という。）に基づき、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、少子化対策・医療制度・介護保険制度等の改革が進められている。引き続き改革を推進するとともに、健康づくりや介護予防の取組を含め、地方における医療や介護等の改革を支援する取組を進める。都道府県が策定する地域医療構想を踏まえ、新たな公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革を進める。

◎子ども・子育て支援新制度の円滑な施行

幼児教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度については、平成 27 年 4 月から本格スタートしたところ、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（2015 年 6 月 30 日閣議決定。）において「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく」ことが盛り込まれており、この方針の下、子ども・子育て支援の更なる充実に向けて取組を進めていく。

◎医療保険制度改革

社会保障改革プログラム法に基づく「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、平成27年5月に成立したところであり、医療保険制度改革を円滑に施行する。国民健康保険については、財政支援を拡充するとともに、都道府県が財政運営の責任主体となることとしており、平成30年4月の施行に向けて、地方の関係者等の意見を聞きながら詳細を検討していく。

◎地域医療構想の策定

地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、都道府県が中心となって、それぞれの地域において必要な医療が確保されるよう、国が策定したガイドラインに基づき、地域医療構想を策定し、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指す。

地域における医療ニーズの将来の見通しを踏まえて、公立・公的病院を含めた複数の病院間で病院の統合等を進めるなど、地域の実情を踏まえ、医療ニーズの内容に応じて病床を機能分化しながら、人口構造の変化に対応した切れ目のない医療・介護を提供する体制を整備する。

同様の医療機能の病院が複数立地している地域においては、地域の実情に応じて提供体制の再編を進め、地域の医療提供の核となる高度医療を担う病院や急性期を担う病院と、周辺地域に根差して必要なケアを提供する病院との間で役割分担を行うといった対応を促す。

また、「人生90年」という超高齢社会が到来する中で、重症化予防や健康づくり対策によって住民の健康長寿の実現を図ることは重要な課題であり、民間の健康サービス等の活用も含め、地域の先駆的取組の横展開を図る⁽⁴⁵⁾。

◎公立病院改革

今後の地域医療構想を踏まえ、公立病院の役割を明確化した上で経営改革を推進するとともに、医療提供体制の確保にこれまで以上に大きな責任を有する都道府県の役割を強化していく。公立と公的・民間との間の再編も含め公立病院の再編・ネットワーク化を進めるとともに、意思決定の権限と責任を現場に持たせるため、公立病院の地方独立行政法人化や指定管理者制度等の活

⁽⁴⁵⁾ 広島県呉市では、多職種間の連携により情報の収集・共有を図りながら、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組んでおり、その結果、重症化による人工透析への移行予防に効果を上げている。神奈川県では、食や運動、社会参加など、ライフスタイルの見直しにより、人々の健康を維持しより良い状態にしていこうとする「未病を治す」取組を進めている。大阪府高石市では、ウォーキングロードや河川整備など自然と外に出たくなり歩行量を増加させる取組など、まち全体を無意識に健康づくりが行える環境へ整えることで、医療費等の適正化に取り組んでいる。

用を図る。

◎地域包括ケアシステムの構築

大都市部や地方都市等で高齢化の進展状況には大きな地域差があることを踏まえ、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）を構築する。

◎家族・地域社会や雇用労働環境の変化に対応したサービス構造の改革

地方において医療・福祉人材の高齢化が進む中、潜在的有資格者も含めた人材の需給推計など今後の見通しを明らかにした上で、多様化・複雑化した福祉ニーズに即応できる包括的・総合的な体制の構築、医療・福祉サービスの生産性向上、子育て・介護分野の人材の流動性向上、職場環境の改善を通じた魅力的な労働環境の創出に取り組む。

人口減少下における地域医療介護提供体制の確立に当たって大きな節目となる平成30年度に向けた取組と合わせて、必要に応じて関連制度の見直しを行っていく。

（3）地方分権との連携

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。

このため、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化等に努めていく。

◎国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革の推進

「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月〇日閣議決定）のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成28年通常国会に提出することを基本とする。

上記対応方針のうち、公共職業安定所（ハローワーク）については、「地方版ハローワーク」（地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介）の創設や地方が国のハローワークを活用する枠組みの創設など国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築する。

また、第5次地方分権一括法により改正した農地法及び農業振興地域の整備に関する法律が平成28年4月1日から施行されることを踏まえ、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど、意欲と執行体制を備えた市町村の指定市町村としての指定が円滑に進むよう支援する。

(4) 規制改革との連携

地域経済の活性化、ローカル・アベノミクスを一層推進させていくため、地域・民間の創意工夫を生かすと同時に、取組の障害となる規制の打破を目指していく。規制改革会議と引き続き連携し、地域資源を効率的・効果的に利活用していくため、以下のテーマを中心に、規制改革に精力的に取り組んでゆく。

◎民泊サービスにおける規制改革

インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。

◎地方版規制改革会議の設置

地域のニーズに即応した規制改革を進めるためには、その地域に、地道で継続的な取組体制を整えることが不可欠であるため、地方公共団体に地方版規制改革会議を設置することを提案していく。地方版規制改革会議が設置された場合、継続的に必要な支援を行っていく。

◎「空きキャパシティ」の再生・利用、道路空間の有効活用の促進

地域における空きキャパシティ増加は社会的な課題であり、設備の再生・利用を促進すべく、規制改革会議で議論を進めてきた。建築物の用途変更時等における規制の見直し、用途地域における建築物制限の緩和、都市公園の利活用促進について、規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）で措置事項が示されたところであり、それらの確実な実現に向けてフォローアップを行う。

また地域における人と人が出会い語らうコミュニケーションの場として、道路空間の有効的な活用が求められている。交通の安全と円滑を確保しつつ道路空間の有効活用を図るため、各都道府県警察と地方公共団体とが密に連携し、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るよう要請し、今後も道路空間の有効活用がなされるよう連携強化を図っていく。

おわりに

日本は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を克服し地方創生を成し遂げて、最初にこの問題に対する解答を見出していく。これは、「課題先進国」である我が国が世界に対して果たすべき責任である。

いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」である。地方創生においても、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要である。そのため、都道府県及び市町村には、国が定める基本目標との関係をしっかりと整理した目標を設定しつつ、地域の特性を踏まえた「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、その目標の実現に向けた取組を自立的に進めていくことを強く期待している。国も、こうした地方の取組に応えるべく、全国一律の施策を展開するのではなく、様々なニーズに応える多様な政策メニューを揃え、地方自身による、裁量性と責任ある地方主導の政策づくりを、全力で支援していく決意である。

我が国には既に先進的な取組を進めている地方公共団体が存在する。ICT環境を整備し遠隔勤務をする人々を集めることに成功した徳島県神山町や、2011年の東日本大震災からの復興に取り組むに当たり住民参加でコンパクトなまちづくりを進めている宮城県女川町はその好例と言える。また、東北の被災地では、「民」のノウハウや新たな発想を活用し、現地の行政、住民や企業等が連携して、魅力あるまちづくりのための新たな取組が行われている（「新しい東北」の創造）。国の取組は、一律の政策を全国に展開するのではなく、こうした地域の創意工夫を最大限後押しするものでなければならない。また、アジアの玄関口に位置し、出生率が日本一高い等の優位性と潜在力を有する沖縄については、奄美群島等の周辺地域との調和ある振興に配慮しつつ、地方創生のモデルケースとなるよう、国家戦略として、沖縄振興策を引き続き総合的・積極的に推進する。また、国土強靱化等、安全・安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。

人口減少・超高齢化というピンチをチャンスに変える。今後、国と地方が、国民とともに基本認識を共有しながら、総力を挙げて取り組んでいくなれば、活力ある日本社会に向けて、必ずや未来が開けていくと確信する。

地方創生は、日本の創生である。新しい国の形づくりを進め、この国を、子や孫、更にはその次の世代へと引き継いでいくことは、今日を生きる我々世代の最も重要な責務であり、そのためにも、日本の良さを豊かにたたえた活力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

この「総合戦略」は、そうした基本認識の下で、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げることを目指して、我が国が初めて取り組む総合戦略であり、本戦略自体もまた、その進捗に応じて、目標も含め不断に見直していかねばならない。